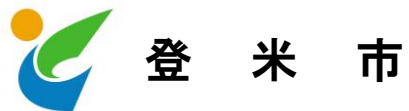


平成 30 年度
男女共同参画の施策に関する
推進状況報告書



～ 目 次 ～

1	登米市男女共同参画基本計画の概要	- 1 -
2	基本計画の実施状況及び評価	- 4 -
	《基本方針 I 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり》	- 7 -
	◆基本目標 1 男女間のあらゆる暴力の根絶【重点目標】	- 8 -
	◆基本目標 2 男女平等の意識改革	- 13 -
	◆基本目標 3 男女平等教育の推進	- 18 -
	《基本方針 II 男女が共に参画するまちづくり》	- 24 -
	◆基本目標 1 地域における男女共同参画の推進【重点目標】	- 25 -
	◆基本目標 2 家庭生活における男女共同参画の推進	- 34 -
	◆基本目標 3 職場における男女共同参画の推進	- 36 -
	◆基本目標 4 政策・方針決定過程への女性の参画	- 41 -
	《基本方針 III 男女共同参画の環境を整備するまちづくり》	- 43 -
	◆基本目標 1 子育てにおける男女共同参画の推進【重点目標】	- 44 -
	◆基本目標 2 介護における男女共同参画の推進	- 51 -
3	第3期登米市特定事業主行動計画（平成30年度実績）	- 53 -
4	数字で見る登米市の男女共同参画推進状況	- 55 -

【参考】

◎平成30年度登米市男女共同参画審議会の開催状況	- 60 -
◎だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例	- 61 -

1 登米市男女共同参画基本計画の概要

(1) 登米市男女共同参画基本計画の趣旨

登米市では、「だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）」を平成 23 年 4 月に施行し、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、生涯にわたり豊かな人生を実現できるまちを目指しています。

この条例に基づき、平成 24 年 3 月に「第 2 次登米市男女共同参画基本計画・行動計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進してきたところです。

しかし、家庭や職場、地域の中で、男女の固定的な役割分担意識や社会慣行が今なお残っており、仕事と生活のバランスが取れていないこと、重要な方針や計画を決定する場に女性が少ないことなど解決しなければならない課題が多く残されていることから、これまでの取り組みや市民アンケート結果を踏まえながら、今後も引き続き男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを総合的かつ計画的に推進するため「第 3 次登米市男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定しました。

(2) 基本計画の性格と位置づけ

この基本計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づく計画であるとともに、条例で規定する男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本理念に基づき策定するものです。

また、基本計画の基本目標「男女間のあらゆる暴力の根絶」に関する内容を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第 2 条の 3 第 3 項に基づく基本計画として位置づけるとともに、基本目標「職場における男女共同参画の推進」及び「政策・方針決定過程への女性の参画」に関する内容を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第 6 条第 2 項に基づく推進計画と位置づけ、施策を推進します。

(3) 基本計画の期間

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

(4) 基本計画の推進

基本計画においては、基本方針や基本目標などを定めて男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進に取り組むこととし、条例に基づき、毎年、施策の実施状況等を公表します。

(5) 基本計画の体系

基本方針	基本目標	施策の方向性
I 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり	【重点目標】 1 男女間のあらゆる暴力の根絶	(1) 暴力の根絶に向けた意識啓発の推進 (2) 相談・支援体制等の充実
	2 男女平等の意識改革	(1) 男女共同参画の意識啓発の推進 (2) 関係機関等からの情報収集と市民等への情報提供 (3) 調査研究・分析の推進
	3 男女平等教育の推進	(1) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進 (2) 多様な選択を可能にする生涯学習機会の充実 (3) 男女平等の視点に立った性に関する教育・啓発の充実
II 男女が共に参画するまちづくり	【重点目標】 1 地域における男女共同参画の推進	(1) 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進 (2) 防災における男女共同参画の推進 (3) 男女共同参画の視点を持ったコミュニティリーダーの育成・支援 (4) 男女共同参画を推進する団体等の育成・支援 (5) 外国人が安心して暮らせる環境の整備
	2 家庭生活における男女共同参画の推進	(1) 男女の固定的な役割分担意識の改善 (2) 家事・育児・介護等における男女共同参画の推進
	3 職場における男女共同参画の推進	(1) 男女の雇用機会の均等な確保と待遇の改善 (2) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進 (3) 農林業・自営業従事者の女性支援 (4) セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた意識啓発の推進
	4 政策・方針決定過程への女性の参画	(1) 各種審議会等委員における女性登用の推進 (2) 市管理職への女性登用の推進 (3) 市政への参画の促進
III 男女共同参画の環境を整備するまちづくり	【重点目標】 1 子育てにおける男女共同参画の推進	(1) 子育て環境の整備 (2) 子育て支援体制の整備
	2 介護における男女共同参画の推進	(1) 介護に関する社会的支援の充実 (2) 男性の介護知識や介護技術の普及 (3) 地域における介護支援体制の確立

(6) 成果指標

項目		現況値 H30.11	前回調査値 H26.3	目標値
基本方針Ⅰ	1 「男女共同参画」の具体的内容の認知度	67.6%	73.2%	100%
	2 「男は仕事、女は家庭」などの性別による固定的な役割分担意識をもたない人の割合	66.1%	58.1%	90%
	3 DV（配偶者やパートナーからの暴力）の相談窓口の認知度	72.4%	83.0%	100%
基本方針Ⅱ・Ⅲ	4 家庭生活上で男女の地位が平等だと思う人の割合	28.7%	29.0%	50%
	5 職場で男女の地位が平等だと思う人の割合	22.9%	24.3%	50%
	6 地域社会の中で男女の地位が平等だと思う人の割合	26.4%	21.3%	50%
	7 社会通念、習慣、しきたりなどで男女の地位が平等だと思う人の割合	13.3%	12.1%	50%
	8 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の具体的内容の認知度	47.1%	36.6%	50%
基本方針Ⅳ	9 女性委員がいる審議会等の割合 ※	(H31.4.1) 80.0%	(H30.4.1) 80.0%	100%
	10 審議会等における女性委員の登用割合 ※	(H31.4.1) 28.9%	(H30.4.1) 27.5%	40%

注1. 現況値欄は、平成30年11月に実施した市民アンケート調査による数値（調査対象：市内在住の満18歳以上の市民3,000人、有効回答数1,165人（男性510人、女性635人、不明20人）、有効回答率38.8%）

注2. 審議会等の範囲：条例・規則・要綱・要領で定める審議会、委員会、協議会等

2 基本計画の実施状況及び評価

第3次登米市男女共同参画基本計画においては、3つの基本方針に基づき、特に重点的に取り組むべき重点目標を定め男女共同参画社会の実現に向けた施策を展開してきました。平成30年度については、行動計画に記載されている80事業について担当課による評価を行いました。

○平成30年度実施状況一覧

区 分	事業数	実施 事業数	評価				達成率 (A+B)/事業数	頁
			A)計画 以上	B)計画 どおり	C) 未成果	未実施		
I 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり	27	25	2	23	0	2	92.6%	7
1 男女間のあらゆる暴力の根絶	7	7	0	7	0	0	100.0%	8
(1) 暴力の根絶に向けた意識啓発の推進	2	2	0	2	0	0	100.0%	8
(2) 相談・支援体制等の充実	5	5	0	5	0	0	100.0%	9
2 男女平等の意識改革	10	8	0	8	0	2	80.0%	13
(1) 男女共同参画の意識啓発の推進	5	4	2	2	0	1	80.0%	13
(2) 関係機関等からの情報収集と市民等への情報提供	1	1	0	1	0	0	100.0%	15
(3) 調査研究・分析の推進	4	3	0	3	0	1	75.0%	16
3 男女平等教育の推進	10	10	2	8	0	0	100.0%	18
(1) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	3	3	0	3	0	0	100.0%	18
(2) 多様な選択を可能にする生涯学習機会の充実	4	4	1	3	0	0	100.0%	20
(3) 男女平等の視点に立った性に関する教育・啓発の 充実	3	3	1	2	0	0	100.0%	22

区 分	事業数	実施 事業数	評価				達成率 (A+B)/事業数	頁
			A)計画 以上	B)計画 どおり	C) 未成果	未実施		
II 男女が共に参画するまちづくり	35	34	2	31	1	1	94.3%	24
1 地域における男女共同参画の推進	17	16	2	14	0	1	94.1%	25
(1) 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進	8	7	1	6	0	1	87.5%	25
(2) 防災における男女共同参画の推進	2	2	0	2	0	0	100.0%	29
(3) 男女共同参画の視点を持ったコミュニティリーダーの育成・支援	2	2	1	1	0	0	100.0%	30
(4) 男女共同参画を推進する団体等の育成・支援	3	3	0	3	0	0	100.0%	32
(5) 外国人が安心して暮らせる環境の整備	2	2	0	2	0	0	100.0%	33
2 家庭生活における男女共同参画の推進	3	3	0	3	0	0	100.0%	34
(1) 男女の固定的な役割分担意識の改善	1	1	0	1	0	0	100.0%	34
(2) 家事・育児・介護等における男女共同参画の推進	2	2	0	2	0	0	100.0%	34
3 職場における男女共同参画の推進	10	10	0	9	1	0	90.0%	36
(1) 男女の雇用機会の均等な確保と待遇の改善	3	3	0	2	1	0	66.7%	36
(2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	3	3	0	3	0	0	100.0%	38
(3) 農林業・自営業従事者の女性支援	3	3	0	3	0	0	100.0%	39
(4) セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた意識啓発の推進	1	1	0	1	0	0	100.0%	40
4 政策・方針決定過程への女性の参画	5	5	0	5	0	0	100.0%	41
(1) 各種審議会等委員における女性登用の推進	2	2	0	2	0	0	100.0%	41
(2) 市管理職への女性登用の推進	2	2	0	2	0	0	100.0%	42
(3) 市政への参画の促進	1	1	0	1	0	0	100.0%	42

区 分	事業数	実施 事業数	評価				達成率 (A+B)/事業数	頁
			A)計画 以上	B)計画 どおり	C) 未成果	未実施		
Ⅲ 男女共同参画の環境を整備するまちづくり	18	18	1	17	0	0	100%	43
1 子育てにおける男女共同参画の推進	14	14	1	13	0	0	100%	44
(1) 子育て環境の整備	5	5	0	5	0	0	100%	44
(2) 子育て支援体制の整備	9	9	1	8	0	0	100%	47
2 介護における男女共同参画の推進	4	4	0	4	0	0	100%	51
(1) 介護に関する社会的支援の充実	2	2	0	2	0	0	100%	51
(2) 男性の介護知識や介護技術の普及	1	1	0	1	0	0	100%	52
(3) 地域における介護支援体制の確立	1	1	0	1	0	0	100%	52
総 計 (基本方針Ⅰ～Ⅲ)	80	77	5	71	1	3	95.0%	

《基本方針 I 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり》

○評価の概要

基本方針 I については、27 事業の評価を行いました。実施したすべての事業について、計画以上（A評価）または計画通りの成果（B評価）をあげ、3つの基本目標はおおむね達成されています。

「基本目標2 男女平等の意識改革」と「基本目標3 男女平等教育の推進」では、中学生及び高校生を対象とした事業が充実しており、男女平等の意識啓発と性に関する教育が高い成果をあげました。

重点目標としている「基本目標1 男女間のあらゆる暴力の根絶」については、個別相談対応の充実を図り、被害者の相談しやすい環境を整えるとともに、被害者未然防止のための意識啓発と問題の解決、心の回復を図るための事業に取り組みました。DV（ドメスティック・バイオレンス）への実対応件数や、家庭児童相談員への個別相談者数及び相談回数は増加していることから、継続して意識啓発に取り組むとともに、各関係機関との連携の強化に努めます。

○評価基準

【実施状況】

1. 実施した
2. 検討したが実施しなかった
3. 検討しなかった

【評価基準】

- A. 計画以上の成果を上げた
- B. 計画どおりの成果があった
- C. 成果をあげることができなかった

◆基本目標 1 男女間のあらゆる暴力の根絶【重点目標】

暴力は重大な人権侵害であるということを認識し、正しい知識を習得するための学習機会を提供するとともに、被害者支援のための相談体制の充実を図ります。

【施策の方向性】

(1) 暴力の根絶に向けた意識啓発の推進

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 30 年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
<p>①DVについての意識向上に向けた啓発の推進</p> <p>DV（ドメスティック・バイオレンス）に関するリーフレット等を市内の公共施設等へ設置するとともに、各種イベントでの配布をすることにより、DVについての意識向上を図ります。</p>	1	<p>「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、総合支所へのポスター掲示・チラシ設置を行った。</p> <p>また、デートDVに関するリーフレットを配布した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成人式：810部 ・デートDV防止講習会：679部 ・資料提供：佐沼高校（定時制）38部 	B	<p>暴力をなくす運動期間について広報により周知を行ったほか、この期間にあわせてポスターやチラシの掲示、設置により周知を行った。</p> <p>また、新成人に向けてリーフレットを配布し、DV等の防止に向けた啓発を行った。</p>	<p>暴力の根絶に向けた啓発のため、引き続き広報やポスターを活用した周知を行うほか、リーフレットの設置・配布を行っていく。</p>	市民協働課
<p>②デートDV講習会の実施</p> <p>若い世代における恋人間での暴力（デートDV）の防止に向けた知識の習得を図ります。</p> <p>【市内高等学校3校/年】</p>	1	<p>暴力の根絶に向けた学習機会として、デートDV防止講習会を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デートDV防止講習会 <p>対象者：市内高校生 開催校：登米高校、登米総合産業高校 参加生徒数：679人</p>	B	<p>DVやデートDV被害者、性暴力被害女性のサポート活動を行っているNPO法人ハーティ仙台から専門知識を持った講師を招き、市内にある県立高校在生徒を対象に、デートDV及びそれに係る犯罪の内容等について学習する機会を設け、知識の習得を図った。</p> <p>より充実した内容で正しい知識を習得させるためにも、毎年継続して講習会が実施されるよう働きかけを行っていく必要がある。</p>	<p>男女間における、あらゆる暴力の根絶に向けた学習機会を継続的に提供することで、正しい知識の習得を図っていく。</p> <p>また、各高校に対し次年度の開催情報をあらかじめ提供し、日程の確保を依頼することで、市内全校で講習会を開催していく。</p>	市民協働課

(2) 相談・支援体制等の充実

具体的な取り組み	実施 状況	平成 30 年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
概要						
<p>① 相談窓口の周知徹底</p> <p>被害者相談窓口や電話相談に関するリーフレットを市内の公共施設・医療機関等へ設置するとともに、広報等を活用した相談窓口の周知徹底を図ります。</p>	1	<p>D V等の被害者を対象にした電話相談や面談、心のケア講座等に関するチラシやリーフレットを、市内の公共施設をはじめ医療機関、教育機関等に設置したほか、広報紙等も活用して周知を図った。</p>	B	<p>被害者が訪れる機会があると想定される医療機関や教育機関をはじめ、多くの利用者がある道の駅などに設置することで、より効果的な周知を図った。</p>	<p>被害者だけでなく、一般市民に対しても、広報紙等を活用して相談窓口の周知を図っていき、被害者に対し、周りの人からも情報提供ができる環境づくりに取り組んでいく。</p>	市民協働課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 30 年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
<p>② 専門家による被害者相談会の実施</p> <p>関係機関や支援団体等と連携し被害者相談会を開催します。</p> <p>【11回/年】</p>	1	<p>宮城県およびNPO法人ハーティ仙台との連携を図り、DVや離婚で悩んでいる女性が安心して相談できる機会を設け、問題の解決や心の回復を図るための講座等を実施した。</p> <p>平成 29 年度まで実施していたパープルタイム（グループミーティング）については、参加者数が少ない状況が続いていたため、平成 30 年度より「女性のための面接相談」と名称を変更し、個別相談対応の充実を図った。</p> <p>これらの事業については、平成 28 年度までは市で実施していたが、平成 29 年度以降は会場を保健福祉事務所（登米保健所）に変更して実施。市では事業への斡旋のみ行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性のための面接相談 個別相談面接：11回 相談者数：54人 ・ こころのケア講座 実施回数：6回 参加者数：45人 <p>上記のほかに、関係機関との連携強化のために「登米圏域ネットワーク連絡協議会（6月）」へ参加し、ケース支援にかかる「顔の見える関係づくり」および対応力向上を図った。</p>	B	<p>こころのケア講座では、昨年度同様にボランティアや支援者の参加も見られ、関心の高さがうかがえた。</p> <p>平成 29 年度同様、個別相談利用者が増えている。参加者にとって安心して相談・参加できる場所の確保はもちろんだが、相談体制の充実が必要である。</p> <p>相談内容も多岐にわたるため、今後も関係機関との連携が必要である。</p> <p>連携強化の部分では、関係機関同士の「顔の見える関係づくり」と情報共有、役割分担など打ち合わせを重ねることで、被害者のタイムリーな支援につながった。</p>	<p>個別相談会やこころのケア講座に関する情報提供を行い、安心して相談できる場として定着できるよう、関係機関との更なる連携を図る。</p> <p>次年度は、「啓発」にかかっている部分を市民協働課で、相談の「実際の対応」部分については子育て支援課で役割分担し、連携強化を目指す。</p>	子育て支援課

体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 30 年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
<p>③ 保護命令申し出等に 係る関係機関への 同行支援</p> <p>緊急一時保護や自立 に向けた保護命令の申 し出を含め関係機関へ の同行支援を実施しま す。</p>	1	D V 対応：実人数 13 人（延べ 304 回） 一時保護：1 件	B	緊急時の一時保護については、 関係機関と連携を図り、相談者の 意向を確認、尊重しながら支援を 行った。	保健福祉事務所等と連携 を図り、D V 被害者の救済に あたり、支援体制の充実に努 める。 次年度にむけて関係機関 と事例検討会を実施するこ とで、更なる対応力向上につ なげたい。	子育て支援 課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 30 年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
④緊急用避難住宅の設置 DV被害者の一時避難用住宅を確保し、被害者の保護及び自立に向けた支援を行います。	1	実績なし (確保住宅：1戸)	B	関連法等に基づく保護施設等への避難が優先であるため、緊急避難用住宅の利用は、即時に当該施設で保護できない場合に限定されるものであり、対応ケースが発生しなかった。	これまでの緊急避難用住宅の運用方法を検証し、必要に応じて規則等を制定して実施するもの。	生活福祉課
⑤家庭児童相談員の設置 配偶者等から暴力を受けている被害者の子どもに対する支援を行います。 【設置人員2人】	1	相談者数：33人 相談延べ回数：367回	B	保健福祉事務所（登米保健所）や各関係機関と連携を図りながら、被害者やその子どもたちが安心して相談できる場面づくりや、被害者に寄り添った相談業務を行った。	今後も関係機関と連携を図りながら相談業務を遂行し、必要時にはカウンセリングや個別相談につなげるなど、継続した支援を行う。	子育て支援課

◆基本目標 2 男女平等の意識改革

男女共同参画社会の実現のためには、男女が社会のあらゆる場で、お互いの人権を尊重し、対等な立場で責任を分かち合う社会を形成していくための意識改革を図ることが必要です。

今なお「男は仕事、女は家庭」などの性別による固定的な役割分担意識があることから、男女共同参画社会の意義について理解を深め行動に繋げてもらうため、意識啓発や情報提供を推進します。

【施策の方向性】

(1) 男女共同参画の意識啓発の推進

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 30 年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
① 広報やホームページを活用した意識啓発の推進 あらゆる世代の人々が男女共同参画の必要性について共感できるよう、身近な男女共同参画に関する情報の発信を行い、意識の高揚を図ります。	1	広報紙及びホームページへの掲載、コミュニティ FM を活用した啓発を行った。 ・宮城県いきいき男女・にこにこ子育て応援企業表彰受賞紹介（4月号） ・101人女子会参加者募集のお知らせ（5月号）と開催時の内容等の報告（7月号） ・男女共同参画に関する各種講座受講生募集（9月号） ・男女共同参画の施策に関する推進状況報告書（10月号） ・OH-TO-ME カフェ、女子高生会議の開催時の内容等の報告（10月号） ・ワーク・ライフ・バランス企業セミナーに関するお知らせ（11月号） ・男女共同参画に関する市民アンケート実施のお知らせ（11月号） ・男女共同参画地域推進事業参加者募集（11月号）	B	男女共同参画の施策に関する推進状況報告書をホームページに掲載するとともに各相応支所窓口へ設置し、広く推進状況の周知を行った。 また、各種講座への参加者募集については広報への掲載及び登米コミュニティエフエムにおいても周知を行った。講座開催後は、市フェイスブックに内容を掲載し、男女共同参画の意識啓発に努めた。 宮城県において表彰している、女性も男性も働きやすく子育てしやすい職場づくりに対し、特に優れた取り組みをしている企業として市内2企業が選ばれたことから、その内容を広報に掲載し、啓発を行った。	男女共同参画に関する市民アンケートの結果において、男女共同参画の必要性について、社会全体という大きな枠の中で、共通認識を促すようなアプローチが望まれていることが伺えた。 このことから、男女共同参画週間や、女性に対する暴力をなくす運動期間などに合わせ、多くの市民にとって効果的な意識啓発を図る方法について検討を行う。	市民協働課
② 男女共同参画フォーラムの実施 男女共同参画をテーマにした講演会を実施します。 【参加予定数 300人】	3	これまでは人権擁護委員協議会との共催で実施してきたところだが、平成30年度より男女共同参画フォーラムを見直し、各種講座等の充実を図ることとした。	—		男女共同参画社会の実現に向け、フォーラムという形ではなく、各種講座や会議時において学習機会の提供に努める。	市民協働課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 30 年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
<p>③男女共同参画社会に向けた各種取り組みについての周知</p> <p>広報やパンフレット等を活用し、各種取り組みについての周知を図ります。</p>	1	<p>第3次登米市男女共同参画基本計画の概要版パンフレットを講座・講演会の際に配布した。また、公民館等へ設置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性リーダー養成講座：26部 ・女性会議：18部 ・女子高校生会議：12部 	B	<p>登米市発行の2種類のリーフレットを配布し、登米市の男女共同参画の方針やワーク・ライフ・バランスの内容について周知を行った。</p> <p>また、講座の開催にあわせ、内閣府や宮城県発行のパンフレット等も配布し、幅広い啓発を行った。</p>	<p>各種講座等の開催に合わせ、参加者に対しパンフレット等を配布し、登米市や県、内閣府等の男女共同参画に関する取り組みについて周知を図り、更なる啓発に取り組む。</p>	市民協働課
<p>④人権を考える講演会の実施</p> <p>市民及び中学生を対象にした講演会を開催し、人権尊重の意識高揚を図ります。</p> <p>【一般:参加予定数 300人】</p> <p>【中学校：3年間で全中学校を実施】</p>	1	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生 開催日:平成30年10月11日(木)～12日(金) 対 象:東和・登米・津山各中学校生徒・保護者 参加者:400人 演題名:「さらなる一歩を踏み出そう！」 講 師:立木 早絵氏 (シンガーソングライター) ・一般 開催日:平成31年2月2日(土) 場 所:豊里公民館中ホール 参加者:160人 映 画:「君の笑顔に会いたくて」上映会 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生 アンケート結果において、講演会開始前の人権問題に対する関心度は『まったくない』又は『少しある』という回答が全体を占めていたが、講演会終了後はほとんどの回答で『関心や理解が深まった』とあり、講演会による高い啓発効果があったと認められる。 ・一般 参加者に対し、アンケート調査を行った。アンケート結果において、終了後は99%の方が『関心や理解が深まった』とあり、高い啓発効果があったと認められる。満足度についても94%の方が『大変満足した』『満足した』と回答があり参加者にも好評な内容であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生 平成30年度から新たな講師を招き、3年計画で市内全中学校を一巡するよう実施する計画で講演会を行っている。令和元年度は10月に佐沼・新田・石越中学校で行う予定である。 ・一般 令和元年度は11月～2月に人権講演会を開催予定である。 	市民生活課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 30 年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
⑤人権の花運動の実施 花の苗などを児童が協力しながら育成することを通して、協力や感謝することの大切さを培うための教育を推進します。 【小学校 5 校/年】	1	人権擁護委員と産業高等学校生徒が花苗の植栽を小学生と一緒にを行った。 開催日：平成 30 年 5 月 7 日(月)～11 日(金) 実施校：加賀野・佐沼・南方・米岡・登米小学校 市内計 5 校	B	担当教諭に対し、アンケート調査を行った結果、実施 5 校中全校で『人権尊重意識の啓発効果があった』という回答があり、当運動により人権に対する関心が高まり、理解を深める効果があった。 また、加賀野・佐沼小学校では、登米総合産業高校の生徒と一緒に植栽を行ない、人権尊重の意識を高めた。	令和元年度は、5 月中旬に北方・浅水・米川・横山・中津山小学校に苗栽培セットの配布と植栽を行う。	市民生活課

(2) 関係機関等からの情報収集と市民等への情報提供

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 30 年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
①男女共同参画に関する情報の収集と提供 国内外の動きや他自治体等の取り組みについて情報を収集し、ホームページや広報を活用して提供を図ります。	1	宮城県内で行われた講演会や講座に職員が参加し、情報の収集を行った。 ・Work&Women in Innovation Summit 2018 (仙台市) ・ワーク・ライフ・バランスセミナー (仙台市) ・HAPPY WOMAN FESTA (仙台市) ・働き方・休み方改革シンポジウム (仙台市) ・日本創生のための将来世代応援知事同盟サミット in みやぎ	B	宮城県内で開催された講演会等に参加することで、先進的な事例や研究成果等についての情報を収集することができた。 情報収集結果については、平成 30 年度及び 31 年度に実施する事業の計画にあたり、事業方向性の決定や講師選定に活用することができた。	各種講座や説明会等に積極的に参加し、先進事例等について情報収集を行う。 また、国の政策や他自治体の取り組み等についても情報を収集し、今後実施する事業の計画等に生かしていく。	市民協働課

(3) 調査研究・分析の推進

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 30 年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
<p>① 各種施策に関する 市民アンケート等の 実施</p> <p>子育てや介護、人権教育、生涯学習など、各種取組みについての現状及び課題を把握するため、市民アンケート及び登米市の教育通信簿による調査を行い、施策に反映させます。</p>	1	市の教育行政の取組状況を、住民アンケートや設定した各項目の実数値により評価した「教育行政評価登米市の教育通信簿」としてとりまとめを行った。	B	教育委員会 4 項目、学校教育 22 項目、社会教育 14 項目、社会体育 10 項目、教育行政 5 項目、全体で 55 項目について評価を行った。男女の性差なく公平な評価ができるよう、市民対象のアンケート（評価項目 10 項目）を行い、前年度を 42 人上回る 2,085 人から回答があった。目標達成項目は 55 項目中 31 項目で、昨年度より 9 項目増加し、総合評価についても 5 段階評価で「4.11」となり、前年度の「3.94」より若干の向上が見られた。	市民に分かりやすい形で評価を行い、公表するとともに、その評価結果や市民の意見を事務事業に反映させるため、「登米市の教育通信簿」を含めた教育行政評価については、評価・検証方法の見直しや改善を図った後に、教育委員会、議会に報告することとしている。併せて、ホームページでの公表も行う。	教育総務課
	1	「子ども・子育て支援事業計画(平成 27 年度～31 年度)」における事業量の見込み・確保方策について、平成 29 年度実績の点検・評価を行うとともに、次期計画策定に向けたニーズ調査を実施した。	B	検証及びニーズ調査によって明らかになった施設の整備等に応じた事業運営、子育てに関する施策の検討を行うことが必要となっている。	第 1 期計画の評価検証を行うとともに、平成 30 年度に実施したニーズ調査結果を踏まえ、事業量の見込み・確保方策を分析・検証し、令和 2 年度からの次期計画の策定作業を行う。	子育て支援課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 30 年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
① 各種施策に関する 市民アンケート等の 実施	3	第 8 期介護保険事業計画策定に向け、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を令和元年度に実施する予定であったため平成 30 年度は実施していない。	—	—	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を今年度実施し、高齢者の要介護状態になるリスクの発生状況及び各種リスクに影響を与える日常生活の状況を把握し、介護保険事業の基礎資料とする。	長寿介護課
子育てや介護、人権教育、生涯学習など、各種取組みについての現状及び課題を把握するため、市民アンケート及び登米市の教育通信簿による調査を行い、施策に反映させます。	1	第 4 次男女共同参画基本計画・行動計画を策定するための基礎資料とすることを目的とし、アンケートを実施した。 調査方法：行政区長による配布及び郵送による回収 調査対象：18 歳以上の登米市民 3,000 人（無作為抽出） 調査期間：平成 30 年 10 月 30 日 ～平成 30 年 11 月 16 日 回収率：38.8%	B	調査では男女平等に対する意識やワーク・ライフ・バランス及び DV の相談窓口の認知度のほか、行政が取り組むべきことなどについて回答をいただいた。 平成 26 年 3 月の調査値と比較した結果、性別による固定観念を持たない人が増えているものの、男女共同参画社会の内容や DV の相談窓口の認知度が低いことが分かった。	アンケート結果は第 4 次男女共同参画基本計画・行動計画の策定のための基礎資料とするだけでなく、男女共同参画社会を実現するための事業や市民のニーズに応える事業を実施するために活用する。	市民協働課

◆基本目標 3 男女平等教育の推進

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女共同参画についての正しい意識を持つことが必要であることから、子供から大人まで、性別にとらわれずに社会のあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できるよう、男女共同参画の視点に立った教育・学習機会の充実を図ります。

【施策の方向性】

(1) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 30 年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
①キャリアセミナーの実施 児童生徒が、「男らしさ」「女らしさ」による固定的な考え方にとらわれずに、適正や能力に応じた進路を選択する力を培う教育を推進します。 【全中学校/年】	1	・小学校 志教育の視点で各教科・領域において実施した。 ・中学校 全中学校を対象に実施した（キャリアセミナー、職場体験、職場調べ）。	B	各小中学校において志教育の「もとめる・かかわる・はたす」の3つの視点から取り組もうとする意識の高まりが見られる。特に各小中学校において男女分け隔てなく、グループ活動に取り組む様子が見られた。	これまでの取組みを継続させていく。また地域との連携をさらに強化し、児童・生徒自身が活動の質の向上を図っていく。	学校教育課
②人権教育の推進 人権尊重を基本とした男女平等教育の推進を図ります。	1	・道徳の価値項目の中での指導を行った。 ・特別活動 学校行事や各種体験活動として、学校ごとに実施した。 ・人権作文の取組や人権教室の開催。	B	小学校では平成 30 年度から道徳が教科となり、道徳教育が充実してきている。中学校では人権作文の取組みや人権教室を開催し、人権に対する生徒の心を育てる取組を行った。自主的に考えて、発表する主体的な態度が育成されてきている。	小学校では平成 30 年度から、中学校では平成 31 年度から道徳が教科となることから、人権教育や体験活動において、いじめ問題等への対応も含め、児童・生徒の心を育てる取組みを推進していく。	

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 30 年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
③一日入学(園)を活用した説明会の実施 一日入学等の多くの保護者が集まる機会を活用して、家庭生活における男女共同参画について理解を深めます。	1	市内幼稚園全園（11 園）、市内小学校全校（22 校）で実施した。	B	男女が協力して子育てに関わることについての学習機会となるよう、例年どおり実施した。	保護者との連携を更に強化する側面からも内容等の充実を含め検討する。	学校教育課

(2) 多様な選択を可能にする生涯学習機会の充実

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 30 年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
<p>①総合型地域スポーツクラブへの支援</p> <p>生涯スポーツにおける男女の健康支援のため、年齢や性別による運動習慣やニーズの違いを踏まえ、あらゆる年代の参加を促進するための環境の整備を図り、スポーツ活動を行う習慣づくりを推進します。</p> <p>【(参加者数) 平成 26 年度実績 50,802 人→平成 32 年度までの目標 56,000 人】</p>	1	<p>総合型地域スポーツクラブにおいて、子どもからシニア世代を対象にした各種スポーツ教室、サークル活動等を実施。</p> <p>参加者数：58,950 人</p>	A	<p>市民の健康志向やライフスタイルに応じた多彩な教室（ウォーキング・ヨガ・レクダンス・フィットネス等）が展開されており、開催時間の設定も考慮されるなど、スポーツ参加の環境づくりが促進され、幅広い年代層の男女の参加につながっている。</p> <p>今後とも、各クラブの活動を支援し、スポーツ機会の提供に努めていく。</p>	引き続きスポーツ機会を提供するとともに、各クラブの巡回訪問、意見交換により課題を掘り起こし、今後の支援のあり方に努めていく。	生涯学習課
<p>②長生大学、先人大学等の実施</p> <p>男女が心身ともに健康で、明るく生きがいのある社会を構築するため、性差なく取組む高齢者スポーツの体験を通じた健康増進や、互いを労わりあう意識の醸成を促す講座を開催します。</p>	1	<p>社会教育（公民館）事業の世代別事業の中で、各種講座等高齢者を対象とした事業を、指定管理施設である公民館・ふれあいセンターで実施している。</p> <p>また、高齢者のスポーツ推進及び健康の維持・増進、生涯スポーツの普及を図るために、グラウンドゴルフ大会、ユニカール大会、ゲートボール大会等も併せて実施されている。</p>	B	<p>高齢者を対象にした事業は参加人数も多く、事業についての実施要望も多いことから、各公民館・ふれあいセンターの主要事業の一つとして行っている。</p> <p>特に健康づくりを目的とした講座は、健康の維持・増進に留まらず生きがいづくりに繋がっている。</p> <p>参加者が固定化しつつある講座があり、内容の見直しも必要である。</p>	各公民館・ふれあいセンターにおいて、高齢者を対象とした本事業の継続を支援する。 <p>また、文化系事業の開催を検討し、新たな参加者の増加を図る。</p>	生涯学習課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 30 年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
③親子交流型講座の実施 家族が互いに協力し合うことの重要性や、家庭生活の大切さなどを学ぶ機会を提供します。 【(幼稚園、保育所) 4箇所/年】	1	南方町域の幼稚園、南方保育所の園児、保護者を対象とした「子育て講座」を実施した。 開催数：4回(6/8、6/19、7/8、10/27) 延べ参加者数：387人	B	親子が触れ合い、楽しみながら絆を深める講座であった。講座を通して親子の触れ合い、家庭の子育て力を育むことが出来た。	社会環境、家庭環境が変化している中で、子育てや家庭教育の大切さを実感していただけるよう、育児支援を行っていく。	生涯学習課 (南方教育事務所)
④中学生の子育て理解講座 家族が互いに協力し合うことの重要性や、家庭生活の大切さなどを学ぶ機会を提供します。 【1校/年】	1	南方中学校の生徒を対象に、「明日の親となる中学生の子育て理解講座」を実施した。 開催日：平成 30 年 11 月 28 日(水) 参加者：南方中学校 3 学年 78 人、ボランティア 2 人、赤ちゃん抱っこ体験協力 6 組 内容講話：「性と生について知ろう！考えよう！」 体験：(赤ちゃん抱っこ体験、妊婦スーツ体験) 講師：市健康推進課 伊藤技術主査	B	生徒は、講座を通して「命の尊さ」「家族」「子育て」の大切さを実感したと思われる。	家族、子育て、命の大切さを中学生に伝えていくため、今後も実施していく。	生涯学習課 (南方教育事務所)

(3) 男女平等の視点に立った性に関する教育・啓発の充実

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 30 年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
<p>①性と生の講座</p> <p>命の重要性とともに、自分が必要とされているという心を育てるための研修会を実施します。 【市内の高等学校 3 校 / 年】 【中学校 7 校 / 年 ⇒ 平成 32 年度までに全中学校 / 年で実施予定】</p>	1	<p>・性と生の講座</p> <p>性といのちの大切さを中心とし、中・高校と連携して実施。助産師・保健師・栄養士が従事した。</p> <p>開催校：市内 9 校（高校 2 校・中学校 7 校）</p> <p>参加生徒数：966 人</p>	A	<p>実際の赤ちゃんに触れたり、沐浴を体験することで、より命の大切さや自分自身が大切にされてきたことを実感したようだった。また、栄養士から「いただきますの意味」について学び、食といのちの大切さを感じることができた。また、事後のアンケートでは、事前アンケートより自己肯定感が 2 割高くなった。</p>	<p>様々なワークの工夫をして、具体的に理解できるよう、参加型を考えて行いたい。また、実施していない中学校については、教育委員会と連携し働きかけをしていく。</p>	健康推進課
<p>②思春期ころとからだの元気サポーター養成講座</p> <p>命の重要性とともに、自分が必要とされているという心を育てるための研修会を実施します。 【高校生受講者 30 人 / 年】</p>	1	<p>市内の高校と連携し、「性と生の講座」の事業とタイアップして思春期の心と性についての学習を実施した。</p> <p>開催校：2 校</p> <p>参加生徒数：302 人</p>	B	<p>参加者は真剣に聞いており、いのちの大切さや他人への思いやりの心、自分の存在価値について振り返る機会になっている。</p> <p>また高校生は思春期の不安定なメンタル時期でもあるが、若年者の SOS 出し方教育にもつながっている。</p>	<p>講座後に生徒フォローが必要な場合、養護教諭に委ねることも可能なので、高校と連携して事業展開ができるのは効果的と考える。そこで学校と連携しながら学べ、今後も中高生を対象に実施している「いのちの教室」の中で実施していく。</p>	健康推進課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 30 年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
③ 道徳教育や保健教育、学級活動の推進 思春期にある生徒に対して、保健教育、道徳、学級活動等を通じて心身の発育・発達や変化など、人間の性の成熟について理解を深め、互いに相手を理解し、尊重する心情や態度を育てます。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳の価値項目の中での指導を行った。 ・特別活動を学級活動で実施した。 ・保健体育での指導を行った。 	B	互いに相手を理解し、尊重する心など、各教科及び領域のねらいは達成できている。	年間指導計画に基づいて確実に実施していく。	学校教育課

《基本方針 II 男女が共に参画するまちづくり》

○評価の概要

基本方針IIについては、35事業の評価を行いました。

重点目標としている「基本目標1 地域における男女共同参画の推進」「基本目標2 家庭生活における男女共同参画の推進」については、男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進や、意思決定及びコミュニケーション能力向上を目指した女性リーダーの育成、子育て支援に関わる市民活動等に対する相談会を実施するなど、男女共同参画意識の浸透を図ったほか、家事や育児に対する意識の向上を目指す講座を実施しました。今後は各種会議や講座の参加者ネットワークの構築を図るなど、市民活動が活発化する環境の整備に努めます。

また、「基本目標3 職場における男女共同参画の推進」については、市内企業向けセミナーにおける男女の均等雇用待遇等についての意識啓発や、就労形態の多様化に対応した延長保育事業を実施するなど、女性の就業機会の確保に取り組みました。今後も女性が働きやすく、子育てしやすい環境を整えるため、ニーズに応じた保育事業の実施、企業等に対する職場ハラスメントの防止啓発など環境整備に努めます。

○評価基準

【実施状況】

1. 実施した
2. 検討したが実施しなかった
3. 検討しなかった

【評価基準】

- A. 計画以上の成果を上げた
- B. 計画どおりの成果があった
- C. 成果をあげることができなかった

◆基本目標 1 地域における男女共同参画の推進【重点目標】

地域社会においては、性別による固定的な役割分担意識から生じる習慣等が依然として強く残っていることから、地域活動に男女が共に参画することの必要性や重要性について啓発を進めるとともに、女性が地域で活躍できる環境整備に努めます。

【施策の方向性】

(1) 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 30 年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
<p>①地域活動における男女共同参画についての啓発の推進</p> <p>地域づくりに関する会議や研修会等あらゆる機会を捉えながら、地域活動の場へ年代を問わず男女が参画することの必要性について啓発を行います。</p>	1	<p>市内 21 コミュニティにおいて策定した地域づくり計画に基づく事業の実施にあたり、各コミュニティに対し、女性や子育て世代の意見を取り入れながら行うよう助言を行った。</p>	B	<p>男女共同参画の視点を取り入れた地域づくり活動が実践された。</p>	<p>男女が共に市民活動に参画できるよう、先進事例等の情報を収集し、提供を行う。</p>	市民協働課
<p>②知的障害者社会参加促進事業の実施</p> <p>障がいの有無にかかわらず、ともに参加できるイベント等の開催により、障がい者の社会参加を促進し、地域社会の一員として相互交流を促進します。 【参加予定数 400 人/年】</p>	1	<p>知的障害者の社会参加を促進するため、登米市手をつなぐ育成会と業務委託契約を締結し各種事業を行った。 (参加者総数：375 人)</p>	B	<p>知的障害者がコミュニケーション文化・スポーツ活動等の社会参加を通じて、日常生活の質的向上を図るとともに、地域社会の一員として相互交流を深めることができた。</p>	<p>知的障害者の社会参加を促進するため、継続した支援を実施していく。</p>	生活福祉課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 30 年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
③手話通訳相談員の設置・派遣 手話通訳相談員の派遣により、障がい者の社会参加を促進します。 【設置人員 1 人】	1	手話通訳相談員 1 人を配置し、イベント等への派遣を行い、障がい者の社会参加を促進した。 ・手話通訳相談員の派遣等による相談 受付数：10 人 （うち障がい者 3 人）	B	イベントにおける手話通訳や手話教室等への派遣依頼が増えており、手話通訳相談員が認知されてきている。派遣依頼の増加に伴い、相談受付数も増加しており、効果的な事業を実施している。	障がい者の社会参加、障がい者に対する理解促進のため、手話通訳相談員の派遣を継続していく。	生活福祉課
④公園・道路等のバリアフリー化の推進 高齢者や障がい者、妊婦や子ども連れの方など、全ての男女が安全に地域活動に参画できるように環境の整備を図ります。	2	平成 26、27 年度に実施したバリアフリー調査の結果をもとに、バリアフリー化基準に満たない公園施設（トイレ・水飲み場、階段、駐車場等）の改修計画案について、都市公園の利用者数などを勘案し、優先順位等を再度検討した。	—	—	今後も引き続き、改修計画案の検討を行い、計画策定に向けて取り組む。また、公園施設の修繕の際には、バリアフリー化基準に沿ったものとする。	住宅都市整備課
	1	平成 30 年度に工事を実施した道路整備事業 28 路線のうち、歩道設置（バリアフリー化）を計画している 3 路線については、すべて歩道と車道との段差がないフラット型を実施あるいは整備中である。	A	歩道設置路線については、すべて計画どおりフラット方式で設置することができた。 歩道を設置しない路線については、隣接用地との段差を十分考慮した設計に心掛け、路線設計に取り組んでいる。	今後も新規計画路線について、歩道の設置を計画する場合、公園などの公共施設からの道路乗入について、バリアフリーを念頭に置いたフラット型での設計検討を行っていくこととする。	道路課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 30 年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
⑤健康教育の推進事業の実施 男女がともに、健康状態に応じて適切に自己管理を行い、生涯を通じて健康に生活できるよう、地域の実情に応じた健康づくりを推進する体制の充実を図ります。 【96回 2,400人/年】	1	<ul style="list-style-type: none"> 健康教育 各総合支所等において、地域のニーズに即した健康教室を開催した。 実施回数：385回 延べ参加者数：13,510人 プログラム提供事業 実施回数：10回 延べ参加者数：369人 (栄養:3回・口:1回・脳トレ:1回・運動:7回) 健康づくりネットワーク研修会 実施回数：2回 参加者数：50人 	B	通常健康教育に加え、公民館への健康プログラム提供事業を実施し、内容の充実を図るとともに対象者の年齢層の幅を広げ、男性の参加も促すことができた。また、健康づくりネットワーク研修会で公民館や講師の方々と健康課題を共有し、協働での健康づくりに向け意識を高めることができた。	公民館や講師の方々と更にネットワークの充実を図り、健康課題を共有し、協働での健康づくりを推進する。	健康推進課
⑥食生活改善推進事業の実施 男女がともに、健康状態に応じて適切に自己管理を行い、生涯を通じて健康に生活できるよう、地域の実情に応じた健康づくりを推進する体制の充実を図ります。 【136回 2,625人/年】	1	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病重症化予防事業 特定健診受診後、該当者106人に対し、受診勧奨通知と返信用はがきによる受診状況の確認を実施した。受診拒否や返信のない市民に対して、電話や訪問による指導を実施した。 	B	対象者を、リスクの高い方に絞り、訪問を基本に実施した。 本人や家族へアプローチができた場合は受診につながっていることが多い。しかし、本人不在等の場合は資料のみ配布の対応となり、未受診のままの傾向にあることから、受診につながらない方についての生活背景の傾向を探り、スタッフ間で共有した。	本人にアプローチできない場合や、受診につながらない方について、対象者の生活背景の傾向を踏まえ、対応を検討する。	健康推進課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 30 年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
<p>⑦健康ウォーキング推進事業の実施</p> <p>男女がともに、健康状態に応じて適切に自己管理を行い、生涯を通じて健康に生活できるよう、地域の実情に応じた健康づくりを推進する体制の充実を図ります。</p> <p>【平成 26 年度実績 1,140 人⇒平成 32 年度までに 1,750 人】</p>	1	<p>これまでの活動を継続し、ウォーキング推進事業を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウォーキング事業 参加数：3,023 人 <p>(内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①イオンタウンと共催によるタウンウォーキング 対象：一般 実施回数：9 回 参加者数：延 245 人 ②子育て支援講座とのタイアップ 実施回数：1 回 参加者数：15 組 31 名 ③メイヤーズウォーク 実施回数：1 回 参加者数：102 人 ④登米市オリジナル歩き旅の継続運用 登録者数：2,645 人 (H31.3.31 現在) <ul style="list-style-type: none"> ・ウォーキングマップとめ Vol.1、Vol.2 によるウォーキングコースの紹介 	B	<p>ウォーキング推進事業を継続実施した。</p> <p>タウンウォーキングでは、新たな試みとして、子育て支援講座とのタイアップを実施し、子育て中でも取り組みやすい運動等のアドバイスをを行い、子育て世代の運動習慣の啓発を図った。</p> <p>登米市オリジナル歩き旅の運用によって働き盛り世代へのアプローチを行っていたが、委託先企業のサービス終了に伴い、平成 31 年 3 月末をもって終了となったため、当該世代に対しての新たな働きかけが必要である。</p>	<p>健康寿命の延伸は、市民の意識改革がカギとなることから、引き続き、各種団体との協働による事業を実施する。</p> <p>また、宮城県で運用するウォーキングアプリ等を活用し、働き盛り世代へのウォーキングの啓発を実施する。</p>	健康推進課

(2) 防災における男女共同参画の推進

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 30 年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
<p>① 女性防災指導員の育成</p> <p>災害時の初動活動において、女性の視点を反映させるため、地域防災のリーダーとなる女性防災指導員を育成します。</p>	1	<p>平成 30 年度末現在の防災指導員数は 362 名であり、うち女性は 25 名となっている。</p> <p>フォローアップ講習（5 年を目安に受講）には、女性 2 名が受講し、各グループに女性目線での意見が取り入れられた。</p>	B	<p>フォローアップ講習における災害図上訓練では、女性の立場に立った意見が出され、参加者にとって非常に有意義な訓練となった。</p>	<p>前年度の評価を基に、積極的な呼びかけや防災指導員講習会開催について通知し、多くの方に受講していただけるよう努め、女性防災指導員の育成を行っていく。</p> <p>女性防災指導員の育成を通して、災害時における、多様なニーズを把握し防災対策に生かしていく。</p>	防災課
<p>② 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災対策講座の実施</p> <p>性別や年齢、障がいの有無等様々なニーズの違いに配慮した防災対策や災害時の対応が図れるよう、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災対策講座を実施します。</p> <p>【コミュニティ 4 /年】</p>	1	<p>宮城県と登米市の共催事業である「男女共同参画・多様な視点からの防災実践講座」を実施した。</p> <p>・開催コミュニティ（実施希望団体） 実施団体：錦織地域振興会 参加者数：54 人</p>	B	<p>せんだい男女共同参画財団の方を講師に招き、設置から 1 週間が経過した避難所の運営委員と想定したワークショップを行った。見落としがちな性別や障がいによるニーズの違いなど、起こりうる問題や課題について、どう対応していくかを話し合ったことで、男女共同参画の視点を踏まえた防災・減災の取組を推進するための一助とすることができた。</p>	<p>これまで、年に数団体のコミュニティを対象に地域防災実践講座を実施してきたところだが、現在、各コミュニティにおいて各種関係機関の協力のもと防災講座や避難訓練等が独自に行われているところである。</p> <p>令和元年度からは新たに講座を開催するのではなく、県が作成した「男女共同参画・多様な視点 みんなで備える防災減災のてびき」を、各地区で実施する防災訓練や講座で配布することで、多くの市民に周知を図っていく。</p>	市民協働課

(3) 男女共同参画の視点を持ったコミュニティリーダーの育成・支援

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 30 年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
<p>①女性セミナー</p> <p>コミュニティや自治会など様々な活動の場へ、多様な年代の参画を促進し、男女双方の視点を活かした地域づくりを推進します。 【定員 30 人/年】</p>	1	<p>社会教育事業として各公民館・ふれあいセンターにおいて、女性が地域のリーダーとして活躍できるよう育成することを目指し女性セミナーを行った。</p> <p>この他にも公民館・ふれあいセンターで女性のための講座を多く実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 迫公民館 7 回開催 195 名参加 ・ 新田公民館 6 回開催 209 名参加 ・ 錦織公民館 5 回開催 65 名参加 ・ 石森ふれあいセンター 11 回開催 194 名参加 ・ 宝江ふれあいセンター 6 回開催 81 名参加 ・ 上沼ふれあいセンター 6 回開催 123 名参加 ・ 浅水ふれあいセンター 10 回開催 201 名参加 ・ 豊里公民館 6 回開催 129 名参加 ・ 中津山公民館 7 回開催 366 名参加 ・ 石越公民館 6 回開催 168 名参加 ・ 津山公民館 1 回開催 20 名参加 ・ 登米公民館 4 回開催 56 名参加 	B	<p>各公民館・ふれあいセンターにおいて、社会教育事業の一つである女性を対象としたセミナー（講座）が開催されている。</p> <p>また、セミナー以外にも女性のニーズを取り入れた事業を開催し、参加者の拡大が図られている。</p>	<p>地域コミュニティ等の場で活躍する女性リーダーの育成を目指す本事業の継続を支援する。</p> <p>また、孤立した子育てが問題視されている中、若い世代が子育てしやすい環境づくりの支援となる事業を開催するとともに、コミュニティへの参画を促進する。</p>	生涯学習課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 30 年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
<p>②コミュニティーリーダー養成講座</p> <p>多様な視点を活かした地域づくりを行うため、地域の意思決定の場で活躍できる女性人材を育成します。 【定員 25 人/年】</p>	1	<p>女性リーダー養成講座を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性リーダー養成講座 <p>『OH!TOME カフェ』</p> <p>開催期間：平成 30 年 10 月全 4 回</p> <p>対 象：市内に在住する 20 代～60 代までの女性</p> <p>参加者：26 人</p>	A	<p>男女共同参画の基礎講座を含む、女性の意思決定やコミュニケーション能力向上のための演習や、地域における課題を発見するワークショップなど、実践的な講座を実施した。</p> <p>これまでは全 6 回の連続講座だったため、受講生の確保が課題となっていたが、平成 30 年度から全 4 回の昼夜 2 部構成にしたことで参加しやすい環境となり、新規参加者を大幅に増加させることができた。</p>	<p>令和元年度も前年度と同様の昼夜 2 部構成とし、より多くの女性が興味を持ち、参加しやすい講座となるよう、内容や時期等を検討するとともに、受講者には市政への女性参画を推進するため、「女性人材リスト」への登録を働きかける。</p> <p>受講後に地域活動等への参画が図れるよう、地域の各種団体との交流を行うとともに、ネットワークの構築を図る。</p>	市民協働課

(4) 男女共同参画を推進する団体等の育成・支援

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 30 年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
<p>① 地域活動における先進的な取り組み事例の発信</p> <p>男女がともに市民活動に参画できるよう、市民活動に関する情報の提供を行います。</p>	1	<p>男女共同参画を推進する人材を育成するため、女性リーダー養成講座の内容に、受講後の活動に生かせるよう、女性の視点で地域の特性や課題を明らかにし、その解決方法を探るワークショップ等を盛り込んだ。</p> <p>また、各種講座のチラシをとめ市民活動プラザや各総合支所等に提供し、情報発信を行った。</p>	B	<p>女性リーダー養成講座の受講生については、受講生同士のネットワークを活用して地域活動に参加・参画している方も見られ、人材育成の観点から成果があったと考える。</p>	<p>男女がともに市民活動に参画できるよう、先進事例等の情報を収集するとともに、その提供を行っていく。</p>	市民協働課
<p>② 市民活動団体の交流事業の実施による男女共同参画の推進</p> <p>男女共同参画を推進する団体が相互に協力できるよう、支援を行います。</p>	1	<p>とめ市民活動プラザへの委託事業の中で、市民活動団体の交流会を2回実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分野別交流会「まちづくり」 日 時：平成 31 年 1 月 29 日(火) 平成 31 年 2 月 27 日(水) 場 所：とめ市民活動プラザ 参加者：延べ 33 人 	B	<p>平成 30 年度は主に登米市の観光・インバウンド・グリーンツーリズム等の活動を行っている方や興味を持っている方の情報交換や交流を目的として開催し、男女の区別なく意欲をもってまずは行動を起こし、多様な取組の連携を図っていくことを確認し合った。</p>	<p>とめ市民活動プラザと協力しながら、男女問わず、市民活動に参画する団体の交流を推進していく。</p>	市民協働課
<p>③ 市民活動に関する相談・支援体制の充実</p> <p>男女共同参画社会の実現に向けた自主的な取り組みを行う市民活動団体等を支援することにより、市と市民・各種団体等と連携した取り組みの推進を図ります。</p> <p>【平成 26 年度 2 団体 ⇒ 平成 32 年度まで 5 団体】</p>	1	<p>市民活動に対する相談会等は、とめ市民活動プラザへの委託事業の中で実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無料相談会の実施（年間 12 回） 相談件数：25 件 ・窓口相談の実施（随時） 相談件数：37 件 <p>男女共同参画を推進する市民活動団体数 ⇒ 1 団体</p>	B	<p>市民活動団体の相談内容としては、活動内容の周知方法や助成金等の申請に係るものが多い。</p> <p>子育てや子どもの支援等、女性との関わりが多い団体等からの相談もあり、女性支援を行う市民活動団体等への支援の場となっている。</p>	<p>男女共同参画を主な目的としている市民活動団体は少ない状況にあるが、女性との関わりが多い市民活動団体があることから、継続した支援を行っていく。</p>	市民協働課

(5) 外国人が安心して暮らせる環境の整備

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 30 年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
<p>① 国際交流協会への支援</p> <p>在住外国人の本人及び家族間におけるコミュニケーションや文化的背景の違いなどによる問題について支援を図るとともに、国籍に関わらず互いの文化について理解を深める機会を提供します。</p>	1	<p>登米市の国際交流推進の中核である登米市国際交流協会に補助金を交付し、市民の国際交流事業参加機会を充実させ、国際理解・感覚の醸成を図った。</p> <p>登米市国際交流協会補助金 2,800 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本語講座〔実施 年間 48 回〕 海外姉妹都市交流事業(受入事業等) 登米市国際まつり〔12 月実施〕 ジュニア国際塾 通訳ボランティア協力(防災訓練等) 外国語指導助手(A L T)関連事業 多文化共生社会形成促進関連事業(交流会等) ホームページによる広報活動 国際交流関係団体との連携 その他各種交流事業実施 	B	<p>日本語講座を 48 回開催し、延べ 260 人の市内在住外国人受講生への支援を行った。</p> <p>また、市内小学校 1 校においてジュニア国際塾を実施し、海外文化について学ぶ機会を創出した。</p> <p>現在、登米市国際交流協会を中心に国際交流推進事業や多文化共生社会の形成に取り組んでいるが、これに対応する人材の確保が困難な状況にある。各種外国人支援団体や海外姉妹都市等の関係機関と十分に連携できる体制の整備が必要である。</p>	<p>本市の国際化推進については「交流」を実践することが重要であるとともに、市内に在住する外国人にやさしい環境づくりを主軸とした「多文化共生社会」の形成が必要と考えられ、そのためにも、市民の国際交流意識の高揚は不可欠である。令和元年度から、青少年国際交流事業実行委員会業務や国際交流活動相談窓口業務等を、登米市国際化推進事業として市国際交流協会へ事業を委託し、市国際交流協会が持っている人脈やノウハウ等を活用することで情報発信の強化に努めていく。</p>	市民協働課
<p>② 相談体制の充実</p> <p>在住外国人が安心して暮らせるよう、相談窓口の多言語化を図り、相談しやすい体制づくりに取り組みます。</p>	1	<p>市内に居住する外国人の日常生活等における悩みの相談窓口を設置した。</p> <p>業務は、登米市国際交流協会に委託して実施しており、相談日は、定例日と電話相談による。</p> <ul style="list-style-type: none"> 定例開催日：毎週金曜日とし、合わせて「日本語講座」を実施した。 電話相談：国際交流協会事務所(登米総合支所内)にて、月・水・金の日中に実施した。 平成 30 年度実績 45 件(英語 4 件、中国語 11 件、韓国語 30 件) 	B	<p>市内在住外国人等への生活支援として、外国人相談窓口を設置し 45 件の相談に対応した。</p> <p>また、市役所内関係部署に対し、外国人相談窓口設置事業について周知を行うことで、事業の利用促進を図るとともに、外国人来庁者に対する体制強化を図った。</p> <p>平成 30 年度についても相談員 4 名(英語 2 名、中国語 1 名、韓国語 1 名)で対応したが、事業継続には言語力に加え、様々な相談案件に対応できる人材確保が必要である。</p>	<p>在住外国人は増加傾向にあり、今後も言語の障壁による問題の解決に向けて、市国際交流協会等関係機関団体との連携強化が必要であることから、令和元年度から登米市国際交流協会へ登米市国際化推進事業を委託することで、外国人相談窓口の開設日を週 4 日に増やすなど、利便性の向上に努めている。</p>	市民協働課

◆基本目標 2 家庭生活における男女共同参画の推進

男女が互いに協力し合いながら家事や介護を行い、家庭生活と社会活動の両立を図ることができるよう、性別による固定的な役割分担意識の改善に向けた取り組みを推進します。

【施策の方向性】

(1) 男女の固定的な役割分担意識の改善

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 30 年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
<p>①性別による固定的な役割分担意識の改善に向けた意識の醸成</p> <p>世代や性別に関係なく、家族が互いに支え合い、協力し合いながら家事等についてそれぞれの責任を担うよう、パンフレット等を活用した啓発を行います。</p>	1	<p>各種講座及び会議においてリーフレット等を配布し、情報の提供を行った。</p> <p>「第3次登米市男女共同参画基本計画概要版」(登米市)</p> <p>「だれもが生き生きと暮らせる登米市を目指して 男女共同参画のすすめ」(登米市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性会議 18 部 ・女性リーダー養成講座 26 部 	B	<p>リーフレットを配布したほか、男性にとっての男女共同参画地域推進事業を開催したことにより、性別等に関係なくそれぞれの責任を担うことの必要性について意識啓発を図ることができた。</p>	<p>講座などの様々な機会を捉え、パンフレットやリーフレットを配布し、意識啓発を行っていく。</p>	市民協働課

(2) 家事・育児・介護等における男女共同参画の推進

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 30 年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
<p>①男性にとっての男女共同参画講座の実施</p> <p>男性の育児・介護への参画や育児・介護知識の向上につなげるため、男性を中心とした講座を開催します。</p>	1	<p>宮城県との共催事業として、「男性にとっての男女共同参画地域推進事業」を1回実施した。</p> <p>・「デキる男になる！～うちの夫は片付け上手～」</p> <p>日 時：平成 30 年 12 月 1 日 (土)</p> <p>場 所：南方総合支所</p> <p>参加者：男性 6 人、女性 4 人 計 10 人</p>	B	<p>市内に在住する夫婦を対象に、片付けによって生じる効果や物に対する考え方、夫婦の片付けに対する考え方の違いを学ぶことで、これまで主に女性が担ってきた家事に対する男性の理解を深めることができた。</p>	<p>家庭生活に男性が参画することの重要性を伝えるとともに、実践的な知識の向上につなげる内容の講座を実施していく。</p>	市民協働課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 30 年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
② 男の料理（家事） 教室の実施 「夫は仕事、妻は家庭」という固定的な役割分担意識解消に向けた取り組みを推進します。	1	社会教育事業として、各公民館・ふれあいセンターにおいて、男性のための教養講座を開催した。 ・登米公民館 4 回開催 32 名参加 ・米川公民館 2 回開催 52 名参加 ・米谷公民館 6 回開催 55 名参加 ・石森ふれあいセンター 9 回開催 138 名参加 ・宝江ふれあいセンター 4 回開催 43 名参加 ・浅水ふれあいセンター 12 回開催 113 名参加 ・吉田公民館 4 回開催 59 名参加	B	各公民館・ふれあいセンターの社会教育事業のひとつとして、男性を対象に料理講座を実施した。調理が出来るようになることで、性別に関わらない家庭での役割のあり方について再認識するきっかけ作りとなっている。	新たな参加者には、趣味として楽しみながら体験できる事業内容となるよう努める。 また、継続参加者には実際に家庭で料理が提供できるよう、更に知識と技術が向上するよう支援する。	生涯学習課

◆基本目標 3 職場における男女共同参画の推進

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に取り組むとともに、農林業や自営業に従事する女性の就労環境などの整備を図り、男女が共に健康で働き、家庭と仕事を両立できる支援体制の推進を図ります。

【施策の方向性】

（1）男女の雇用機会の均等な確保と待遇の改善

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 30 年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
① 女性の職業生活における活躍の推進に関する啓発の推進 採用から退職に至るまで雇用の分野における男女の均等な機会・待遇の確保等について、法制度の周知徹底を行います。	1	平成 30 年 11 月に開催したワーク・ライフ・バランス企業セミナーにおいて、参加者に対し、「中小企業のための女性活躍推進事業概要」（厚生労働省発行）、「女性のチカラを活かす企業認証制度」（宮城県発行）のリーフレットの配布を行った。	B	女性活躍推進法における国及び県の制度の周知をするとともに、企業における女性活躍の推進に対する取組みの強化をねらいとした意識の醸成が図られた。	企業向けセミナー等の機会を捉え、女性の職業生活における活躍の推進に関する情報提供を行っていく。	市民協働課
② 障がい者の就労移行支援事業の実施 障がい者が経済的・社会的に自立した生活を送れるよう、就業支援を行います。 【（利用者数）平成 26 年度実績 23 人⇒平成 32 年度までの目標 48 人】	1	福祉事務所生活福祉課障害福祉係や各総合支所窓口のほか、障害者就業・生活支援センター「ゆい」等と連携し、障がい者の就労に関する個別相談や就労支援を行った。 利用者数：48 人	B	就労系の障害福祉サービスの利用を通じて就労支援を行っているが、就職先となる企業や事業所等に対して、助成制度の周知と障がい者に対する理解の促進を図る必要がある。	企業や事業所等に対する障がい者への理解を深めるため、関係機関と連携しながら啓発活動や研修会等を開催して障がい者の就労を支援していく。	生活福祉課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 30 年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課												
<p>③ 高齢者就業機会確保事業の実施</p> <p>高齢期の女性の貧困対策と、年齢にとらわれず働く意欲のある方が生き生きとした生活を送るため、就業支援を行います。</p> <p>【（シルバー人材センター登録会員数）平成 26 年度実績 918 人⇒平成 32 年度までの目標 1,040 人】</p>	1	<p>（公社）登米市シルバー人材センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員数 854 人（H29：833 人） <ul style="list-style-type: none"> 男性 604 人（H29：581 人） 女性 250 人（H29：252 人） ・会員の就業状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>性別</th> <th>会員数</th> <th>就業 実人員</th> <th>就業率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男性</td> <td>604 人</td> <td>449 人</td> <td>74.3%</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>250 人</td> <td>200 人</td> <td>80.0%</td> </tr> </tbody> </table>	性別	会員数	就業 実人員	就業率	男性	604 人	449 人	74.3%	女性	250 人	200 人	80.0%	C	<p>女性会員の就業率は男性会員より高いものの、会員数の割合は男性会員 70.7%、女性会員 29.3%であり、男性会員に比べ女性会員が少ない状況で、全体の会員数も減少している。</p>	<p>男性会員が全体の 7 割を占める中、会員数の減少及び会員平均年齢の上昇等の課題に対し、退職後の高齢者が入会したいセンターとして受け入れられるよう、魅力的な事業の構築、啓発を行う。</p>	商業観光課
性別	会員数	就業 実人員	就業率															
男性	604 人	449 人	74.3%															
女性	250 人	200 人	80.0%															

(2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 30 年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
<p>① 延長保育事業の実施</p> <p>保護者がワーク・ライフ・バランスを確立できるように延長保育事業の実施によって支援します。</p>	1	<p>通常保育時間の前後において、保育ニーズに対応した延長保育事業を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立保育所：1 施設 ・認定こども園：5 施設 ・私立保育所：8 施設 ・小規模保育事業所等：8 施設 	B	<p>就労形態の多様化に伴う、保育ニーズに応えるものであり、子育て環境の充実はもとより、ワーク・ライフ・バランスの推進にも繋がっている。</p> <p>延長保育料については、無料としているが、費用負担の公平性から徴収について検討する必要がある。</p>	<p>保護者の就労形態は多様化しており、ニーズに応じた保育を行うためにも今後も延長保育事業を継続して実施する。</p> <p>また、延長保育事業を実施する事業所に対し引き続き補助金を交付し、支援を図る。</p>	子育て支援課
<p>② 事業主に対する各種支援制度の情報提供</p> <p>男女が多様な働き方を選択し実現できるよう、子育てや介護等に関する支援策の情報提供と、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた意識の醸成に努めます。</p>	1	<p>平成 30 年 11 月に開催したワーク・ライフ・バランス企業セミナーにおいて、参加者に対し、リーフレット「女性のチカラを活かす企業認証制度」(宮城県発行)の配布を行い、ポジティブ・アクションやワーク・ライフ・バランスを進めるための支援制度について情報提供を行った。</p>	B	<p>リーフレットの配布により、事業主に対して制度についての情報提供が図られた。</p>	<p>今後においてもセミナー等の機会を捉え、各種支援制度の情報提供を行い、意識醸成を図っていく。</p>	市民協働課
<p>③ 市内企業を対象とした研修会等の実施</p> <p>男女が多様な働き方を選択し実現できるよう、子育てや介護等に関する支援策の情報提供と、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた意識の醸成に努めます。</p>	1	<p>市内企業職員等を対象に、ワーク・ライフ・バランス企業セミナーを開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「イクボスのすすめ～職場改革～」 <p>開催日：平成 30 年 11 月 20 日(火) 講師：川島高之氏（特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン） 参加者：63 人</p>	B	<p>「イクボス」という単語から、企業経営者や幹部社員を対象にしたセミナーではないかとの誤解もあり、参加者数が伸びなかった。</p> <p>また、研修内容についてのアンケートでは回答者の 96%が「良かった」と満足していたものの、「上司に聞いてほしい内容だった」との声も多く聞かれた。</p>	<p>令和元年度については、現在あらゆる場面で盛んに聞かれる「働き方改革」とともにワーク・ライフ・バランス推進の必要性等についての理解を深める内容の研修を実施する予定としている。</p>	市民協働課

(3) 農林業・自営業従事者の女性支援

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 30 年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
<p>① 農産加工者連絡協議会の活動支援</p> <p>地域資源を活用した農産加工、食農体験、食文化の継承などに取組む女性農業者を支援します。</p>	1	<p>農産加工に関する技術研修並びに情報の収集を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P R 事業「中田の秋まつりにて、みそ玉づくり体験及び加盟団体商品 P R 販売」 開催回数：1 回 参加者数：12 人 ・ 研修会「食品加工と食品開発について」 開催回数：1 回 参加者数：12 人 ・ 加工研修会「登米の食材で心と体を整える」 開催回数：1 回 参加者数：18 人 (会員相互の加工試食会) ・ 移動研修会「新たな視点で地域資源を見直し、商品開発や地域農産物の有効利用について」 開催回数：1 回 参加者数：12 人 ・ 新商品の開発 件 数：8 件 ほか、県事業への参加など 	B	<p>農産加工に関する技術の向上のための研修や情報収集などに意欲的に取り組み、その活動を通じて、新たな商品開発に対する意欲が高まってきている。</p>	<p>新たな商品開発や販路の拡大を促し、農産加工者の所得向上を図る。</p> <p>開発した商品を 6 次産業化へ繋げていくことで、地域農業の振興を図る。</p> <p>生活改善を図りながら、安全で安心な加工品の普及に努める。</p> <p>農産加工者連絡協議会の P R を兼ねて、今後も外部へ向けての研修会を実施する。</p>	産業振興課
<p>② 認定農業者連絡協議会事業の推進</p> <p>農林水産業や農山漁村における女性の地位の向上を目指します。</p>	1	<p>農業経営改善計画の共同申請の推進や認定農業者連絡協議会事業への参加等を行った。</p>	B	<p>平成 30 年度の農業経営改善計画の共同申請は 1 件であった。また、協議会事業への参加者については、少数ではあるが参加を得ている。</p>	<p>農業経営改善計画の共同申請の推進や認定農業者連絡協議会事業の啓発を行い、女性の参加を促す。</p>	産業振興課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 30 年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
③ 家族経営協定締結の推進 女性の労働に対する適正評価と経済的自立のため、家族経営協定の普及を促進します。 【新規 10 件/年】	1	家族経営協定の締結を行った。 期間：平成 30 年 4 月 ～ 31 年 3 月 新規：10 件（うち女性含み 4 件） 解約：7 件（うち女性含み 4 件） 変更：1 件（うち女性含み 0 件） 平成 29 年度 新規：5 件 （うち女性含み 2 件）	B	認定農業者の認定を受け、後継者が各種支援を受けるために締結しているケースが多い。 前年度より新規申請は増えた。経営に参画する女性の締結があった。これまで以上に、女性農業委員を活用する必要がある。	県農業改良普及センター等と連携し、家族経営協定の普及を促進していく。 農業委員を活用して、農業経営主等に制度の周知を行う。また、女性農業委員に働き掛けて、女性が締結しやすい環境の整備を図る。	農業委員会

(4) セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた意識啓発の推進

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 30 年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
① 広報等を活用した職場ハラスメントの意識啓発 セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントの防止に向けた意識の醸成を推進します。	1	平成 30 年 11 月開催のワーク・ライフ・バランス企業セミナーにおいて、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントの防止に向けた内容を盛り込み、上司としての心得の意識付けを行った。	B	「女性が職場で活躍」するために必要な「男性の家庭での活躍」、それを応援できる上司がいることではじめて環境が整い、現代の多様な働き方に対応できることを学ぶことができた。 また、各ハラスメントが抑止される職場環境となることも合わせて確認できた。	パンフレット設置及び男女共同参画週間にあわせた広報での周知などを行うほか、各種講座において各ハラスメントの内容にも触れることで、防止に向けた意識啓発の推進を図っていく。	市民協働課

◆基本目標 4 政策・方針決定過程への女性の参画

男女が平等に社会のあらゆる分野で政策あるいは方針の立案及び決定に参画する機会が確保されることは、男女共同参画社会の基盤をなす重要なことであるため、審議会や委員会等への女性の参画の拡大を推進します。

【施策の方向性】

(1) 各種審議会等委員における女性登用の推進

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 30 年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
① 審議会等への女性委員登用の推進 政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。	1	市の審議会等委員への女性の登用率調査を4月に実施し、情報の収集と講評を行った。 ・平成30年4月1日現在登用率 27.5% (平成29年4月1日現在登用率 25.7%)	B	登用率については、昨年度よりも上昇傾向ではあるが、引き続き目標値である登用率40%へ向け、積極的に女性委員登用の必要性について啓発することが必要である。	第3次基本計画に定める目標達成のため、女性の参画に関する推進状況を調査・公表するとともに、女性人材リスト登録者増加及び利用促進を図るなど、女性委員の登用を推進する。	全庁
② 女性人材リストの活用 女性委員を選任するための環境整備を図ります。 【(登録者数)平成27年度実績16人⇒平成32年度までの目標40人】	1	意思決定過程への女性の参画を推進するため、女性リーダー養成講座を開講し、その修了生に「登米市男女共同参画女性人材リスト」への登録を促した。また、庁内及びコミュニティ組織に対し、各種審議会等委員や地域づくりに関するリーダーとして活躍できるよう、リストの活用について周知を行った。 登録者：平成30年度22人 (登録者：平成29年度22人)	B	女性リーダー養成講座修了生に登録をお願いしている。2年の登録期間を更新できるよう改正したが、更新希望者は多くないほか、講座受講者の多くが就業していることから登録者数が増えない状況である。 また、任用に結びつくよう登録内容を検討し、様式の変更を行ったが、実際に登録者を任用した事例もないことから、目標である40人の登録に向け、引き続き修了生に対し登録の呼びかけを行うとともに、庁内や市内コミュニティ組織に向けて活用の周知を図っていく必要がある。	人材リスト登録者数の増加に向けて、女性リーダー養成講座を継続して開催し、修了生に対しリストへの登録を推進するほか、女性会議委員に対しても登録を推進する。 また、引き続き庁内や市内コミュニティ組織に制度の活用について呼びかけを行う。	市民協働課

(2) 市管理職への女性登用の推進

具体的な取り組み	実施状況	平成30年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
①管理職への女性登用の推進 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を推進します。	1	女性管理職の人数：52人 (平成28年度：46人、平成29年度：49人)	B	女性管理職登用に対する意識は高まってきており、特定事業主行動計画へ女性管理職の目標値を定め達成に向けた取組を行った結果、過去3年間と比較し管理職への女性登用数は増加した。 また、管理職への女性登用を促進することは、職場内における男女共同参画の意識が高まり、率先垂範という観点からも自治体として地域における役割を果たしている。	今後、ますます多様化する市民ニーズに的確に応えていくためには、女性管理職の必要性が高まるものと考えられることから、今後とも、女性職員の研修会参加等を促進するなどして、女性職員の管理職への育成を行いながら登用を促進していく。	人事課
②研修の機会の充実 将来指導的地位となる女性人材の育成に努めます。	1	各種研修受講者の募集は、性別に関わりなく行った。	B	職場外研修（市町村職員研修所の研修など）、職場内研修とともに、機会均等が確保されており、男性職員と同様に能力向上が図られたと考えている。	今後も取組みを継続し、各種研修への参加を推進していく。	

(3) 市政への参画の促進

具体的な取り組み	実施状況	平成30年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
①情報公開の推進 市の基本的な計画や条例等の策定にあたっては、市民意見公募（パブリックコメント）による市政への市民参加を促進するとともに、市民に分かりやすい情報発信に取り組みます。	1	市の基本的な計画等の策定にあたっては、市民意見公募による市政への市民参加を促進した。 市民意見公募件数：1件	B	各種計画の、検討・構想の段階における市の考え方などを公表することで、意思決定の公正の確保と透明性の向上を図った。 また、意見公募により、協働による開かれた市政の運営を図った。	市民意見公募（パブリックコメント）による市政への市民参加を促進するとともに、市民に分かりやすい情報発信に取り組む。	全庁

《基本方針 Ⅲ 男女共同参画の環境を整備するまちづくり》

○評価の概要

基本方針Ⅲについては、18事業の評価を行いました。

重点目標としている「基本目標1 子育てにおける男女共同参画の推進」については、男女がともに子育てに参画できるように、ライフスタイルの多様化に伴うニーズに対応した子育て環境の整備及び育児をサポートする各種事業実施による子育て支援体制の整備に努め、成果をあげています。

「基本目標2 介護における男女共同参画の推進」については、介護や看護を理由に離職や転職をする女性が増加していることから、各種介護サービスの利用手続きの研修会を実施したほか、男性の介護知識や介護技術の普及を目指した事業も実施しました。しかし、女性の参加率が高いことから、介護の担い手は女性という意識が根強いことが伺えます。

今後も引き続き、子育てや介護それぞれにおけるニーズの多様化をとらえた事業を実施し、男性の育児と介護に対する意識改革を図りながら男女共同参画の推進に向けた環境の整備に取り組みます。

○評価基準

【実施状況】

1. 実施した
2. 検討したが実施しなかった
3. 検討しなかった

【評価基準】

- A. 計画以上の成果を上げた
- B. 計画どおりの成果があった
- C. 成果をあげることができなかった

◆基本目標 1 子育てにおける男女共同参画の推進【重点目標】

男性の家事や育児などへの参加について意識啓発を図るとともに、多様化する子育てのニーズに対応するため、社会全体で子育てを支援していく環境づくりと支援体制の充実を図ります。

【施策の方向性】

(1) 子育て環境の整備

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 30 年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
<p>①保育事業の充実</p> <p>待機児童ゼロを目指します。</p> <p>【(特定の保育所を希望する等の理由を除いた、待機児童数)平成 26 年度 45 人⇒平成 32 年度までの目標 0 人】</p>	1	<p>保護者の子育てと仕事の両立を支援し、乳幼児の健全な心身の発達を図るため、通常保育事業の実施のほか、保育施設の整備支援等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年 10 月 1 日現在の待機児童数 27 人(国定義) ・認定こども園施設整備支援 1 施設 ・認定こども園運営事業者選定 2 施設 ・保育施設運営か所数(定員) 公立保育所 6 施設(450 名) 私立保育所 11 施設(765 名) 認定こども園 5 施設(395 名) 小規模保育事業所 12 施設(200 名) 事業所内保育事業所 1 施設(11 名) 	B	<p>市立幼稚園・保育所の再編等による幼保連携型認定こども園の施設整備等については、前年度に引き続き(仮称)東佐沼こども園の整備について支援を行い、公立保育所 1 か所を閉所(定員 60 名)し、翌年度に認定こども園 1 か所が開園(定員 80 名)したほか、(仮称)石越こども園の整備運営事業者並びに(仮称)津山こども園の運営事業者を決定した。</p> <p>またこれに加え、認定こども園 2 か所と私立保育所 2 か所で定員を変更(定員 1,610 名→1,649 名)し、小規模保育事業所 1 か所が休園、事業所内保育事業所で定員変更(定員 211 名→200 名)したことにより、翌年度の定員については 28 名の受入れ枠の拡充が図られた。</p>	<p>保育施設の定員増加に取り組んでいるものの、依然として保育ニーズが定員を上回る傾向が続いていることから、引き続き公立幼稚園・保育所の再編による認定こども園整備に取り組みながら、今後も待機児童の解消に向け事業を継続していく。</p>	子育て支援課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 30 年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施 放課後子ども教室と連携しながら活動の場を確保し、待機児童ゼロを目指します。	1	保護者が就労等で昼間家庭にいない児童を対象に、放課後児童クラブにおいて健全な育成を行った。 児童クラブ数：20クラブ （公立 15、民間 5） 登録児童数：1,047 人（平均） 年間開所日数：8,060 日 （8 時間以上の開所）	B	対象児童の拡大に伴い、定員及び実施場所を増やして対応しているが、依然指導員の確保が難しいことから、教員補助員や幼稚園補助員を放課後や長期休暇期間中に放課後指導員として兼務で配置している状況。指導員の確保対策が必要である。	「登米市放課後子ども総合プラン登米市行動計画」に基づき、生涯学習課において所管している「放課後子ども教室」との一体的な事業実施に向け、引き続き事業調整を行っていく。	子育て支援課
③ 幼稚園の預かり保育の実施 安心して子育てができる社会の実現に向け、多様なニーズに応じた保育サービスの充実と児童の健全育成を推進します。	1	保育所型預かり保育の実施 ・市内幼稚園 3 施設において、預かり保育時間の拡大と、他の幼稚園に通園する園児を対象とする保育を実施した。 利用者数：42 人 一時保育（夏休み期間中の園外児預かり実施）：28 人 ・従来型預かり保育の実施 保育所型預かり保育実施 3 幼稚園 ならびにそれ以外の園において、従来型の預かり保育を実施。 通 年 118 人 短 期 140 人	B	待機児童の解消及び多様な事情による保育が困難な世帯等に対する支援ができた。	認定こども園への移行により、平成 28 年度から実施している幼稚園における保育所型預かり保育の実施園が 3 園と減少したが、引き続き保育所型預かり保育と夏休み期間中の一時保育及び従来型預かり保育を実施し、多様化する保護者のニーズに応えられるよう保育内容の充実を図る。	学校教育課
④ 自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金等事業の実施 ひとり親家庭への子育て支援や、経済的自立を促進するため、就業支援を推進します。	1	・高等職業訓練促進給付金等事業 5 人に対して計 2,721 千円を支給 ・自立支援教育訓練給付金事業 1 人に対して 32 千円	B	高等職業訓練促進給付金等事業については毎年数名から申請があり、さらに自立支援教育訓練給付金についても、平成 30 年度に初めて申請があり、生活の安定に資する資格の取得に一定の成果を挙げている。	児童扶養手当現況届の案内文書を送付する際にチラシを同封し、引き続き制度の周知を図っていく。	子育て支援課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 30 年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
<p>⑤ 医師招へい・地域医療連携の推進</p> <p>産科・小児科などの医師確保と他の医療機関との連携強化を図り、周産期医療及び小児医療体制の充実に努めます。</p>	1	<ul style="list-style-type: none"> ・東北大学への要請 ・東北医科薬科大学への要請 ・市、県ホームページへの求人掲載 ・県ドクターバンクへの求人掲載 ・全国自治体病院協議会への求人掲載 ・医師招へいに関する国、県への要望 ・医学生奨学金貸付制度の継続 	B	<p>各方面へ医師招へいに向けた働き掛けを行ってきたが、新たな医師の招へいには至っていない状況である。しかし、市民病院小児科においては、平日午後の一般診療や、日曜日における小児救急への対応を行っている。</p> <p>また、米谷病院では東北大学からの応援回数が増え、平成 28 年 9 月より毎週月曜日から金曜日までの外来診療が可能となっており、平成 30 年度においてもその体制を継続することができた。</p> <p>〔課題〕</p> <p>産科・小児科の入院再開は、複数の医師が必要となることから、医師の招へいに努めているものの医師不足の現下にあっては非常に厳しい状況である。</p> <p>産科については、現行の「産科セミオープンシステム」を継続し、本市在住の妊産婦さんが必要なときに、速やかに入院できる体制の構築こそが、本市の産科医療の現実的な体制であると考えている。</p> <p>小児科についても、入院患者の受け入れについては、複数名の常勤医師の確保が必要であり、入院再開については大変厳しい状況である。</p>	<p>今後も、大崎市民病院や石巻赤十字病院との連携を図りながら役割分担を行い、産科、小児科の医療の確保を担っていく。</p> <p>また、医師招へいに関しては、市立病院への招へいのみならず、開業医の招へいも含めて取り組んでいく。</p>	医療局経営 管理部経営 企画課

(2) 子育て支援体制の整備

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成30年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
<p>①こんにちは赤ちゃん(プレママ)サロンの実施</p> <p>保育士、助産師、保健師、栄養士、心理士等による教育支援を実施します。 【15回/年】</p>	1	<p>子育てサポートセンターと連携しプレママ(妊婦)と1歳未満児を抱える母親を対象として開催した。保育士、助産師、保健師、栄養士、心理士等による教育支援を行った。 実施回数：24回 延べ参加者数：198人</p>	A	<p>赤ちゃんサロンとマタニティサロンの2つのコースにすることにより、参加者の増加につながった。 また、各専門職の講座とそれをもとに話し合う場を提供し、育児の悩みや不安などの思いの共有や友達づくりができた。 継続参加者も増え、母親たちの変化が見られ、育児に対する自信を持てるようになった。</p>	<p>母親同士が思いを語り合う時間を工夫するなど、より参加型の内容とする。 開催場所についても、民間とのつながりを持ちながら、様々な場所や人との関わりを重視して、切れ目のない支援を行う。また、市内在住の助産師との連携により共同実施し、包括的な支援を実施していきたい。</p>	健康推進課
<p>②子育て元気サポート事業の実施</p> <p>育児不安を解消するため、精神科医師や臨床心理士等による相談の機会や窓口を確保します。 【40回/年】</p>	1	<p>乳児健診時の臨床心理士による集団指導と個別相談を実施した。 実施回数：34回 延べ相談者数：83人</p>	B	<p>妊娠、出産、育児と生活環境、こころも体も変化してきた中、育児疲れや戸惑い、新たな家族の中での悩みなどが出てくる。そんな時期に自分の思いを表出する機会を持つことで、気持ちの整理をする場になっている。また、今後の子育てを前向きに考える機会となっている。</p>	<p>相談希望者のみならず、専門的観点から臨床心理士のアドバイスが必要と思われる方へも、細やかな支援ができるよう継続実施をしていく。</p>	
<p>③こころの元気相談室の実施</p> <p>育児不安を解消するため、精神科医師や臨床心理士等による相談の機会や窓口を確保します。 【100回/年】</p>	1	<p>登米市民病院において、臨床心理士による継続的なカウンセリングを予約制で週2回実施した。 実施回数：97回 延べ相談者数：442人</p>	B	<p>市内医療機関ではカウンセリングが受けられない現状であるため、本相談でカウンセリングの機会を提供している。必要に応じ医療機関とも連携をしながら、新たな考え方や身の置き方などについて学び、行動変容に繋がっている。また、精神的にも安心して暮らせるための相談の場となっている。</p>	<p>臨床心理士によるカウンセリング体制の継続を図り、精神的な不安の解消に努める。</p>	

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 30 年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
④ こころの相談の実施 育児不安を解消するため、精神科医師や臨床心理士等による相談の機会や窓口を確保します。 【70回/年】	1	各総合支所において、精神科医師、臨床心理士、精神保健福祉士による個別相談を実施した。 ・実施回数：46回 ・延べ相談者数：93人	B	相談者が相談しやすいように、居住地に限らず、市内全支所で相談可能な体制をとっている。また相談内容に応じて相談担当者（精神科医、臨床心理士、精神保健福祉士など）を紹介し、専門的かつタイムリーに対応している。	相談会場によって相談者数に開きはあるものの、定期的開催することで専門職や専門機関へのつながりができるため、継続実施をしていく。また、継続的な支援が必要な方に関しての支援体制の強化を図っていく。さらに、相談担当者が他職種で構成されるよう調整継続を図っていく。	健康推進課
⑤ 新生児全戸訪問事業の実施 地域で安心して子育てができるよう、助産師や保健師のみでなく、保健活動推進員による家庭訪問を実施します。	1	保健師・助産師による専門性を活かし、安心して子育てできるように、情報の提供を行い、継続的な支援を行う。 延べ訪問数：490件	B	保健師・助産師による新生児訪問は、対象者全体で98%の実施となった。訪問できなかった人は事情の把握をしている。また、地域の保健活動推進員の子育て応援訪問が76%となっている。	病院や他機関との連携により早期の訪問に努め、安心して子育てができるように支援する。また、妊娠期からの支援を目指し、切れ目のない支援を行う。	
⑥ 子育て応援訪問事業の実施 地域で安心して子育てができるよう、助産師や保健師のみでなく、保健活動推進員による家庭訪問を実施します。	1	各行政区の保健活動推進員が、乳児家庭を訪問し、地域とつながるきっかけとし、孤立しないよう地域で見守る体制作りをしている。 延べ訪問件数：334件 （出生数438件に対して約76.3%）	B	子育て年代の核家族世帯が増加傾向にある中、地域と繋がるきっかけのひとつになっている。	訪問受け入れは全体の約7割だが、訪問を拒否する世帯もある。地域とつながりながら子育てするメリットを伝え、地域の中で孤立しない子育て環境づくりを引き続き行っていく。	

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 30 年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
⑦ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）の実施 身近で気軽に集うことができ、親子が安心できる居場所づくりと、育児不安についての相談支援を行います。	1	地域において乳幼児及びその保護者等が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行った。 ・市内 11 カ所で実施 （公立 8 カ所、民間 3 カ所）	B	少子化や核家族化が進む中で、地域において子育て親子同志の情報の共有等交流ができる拠点となり、いつでも気軽に利用してもらうことで、子育てに対する相談や不安等の軽減を図った。	子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、地域において子育て親子の交流ができる機会を提供できるよう、子育て支援拠点事業を推進していく。	子育て支援課
⑧ ファミリー・サポート・センター事業の実施 安心して子育てや家庭教育を行うことができるよう、地域人材の養成や、託児ボランティアの育成と活動支援を行います。 【（協力会員数・利用件数）平成 26 年度実績 協力会員 63 人、利用件数 58 件/年⇒平成 32 年度までの目標協力会員 113 人、利用件数 206 人/年】	1	子育てに臨時的、突発的に援助が必要となった市民（利用会員）に対し、子育てを支援できる市民（協力会員）をファミリー・サポート・センターが仲介し、子育てに関わる支援を行った。 ・会員数（平成 31 年 3 月 31 日現在） 協力会員 63 人、利用会員 119 人、 両方会員 8 人、計 190 人 ・援助活動 276 件	B	少子化、核家族化が現在も進行している中、女性の就労増加に伴い、保育ニーズは多様化しており、子育てに援助が必要な市民（利用会員）が増加すると予想されるが、退職後の再就職などに伴い協力会員の確保が難しいことから、利用状況が伸び悩んでいる状況である。	多様な保育ニーズに応えられるよう、実施形態を検討するとともに、本事業の周知を図り、研修会や講話などを実施し、育児に対する不安を解消すべく、子育てに援助が必要な市民（利用会員）を継続して支援していく。	子育て支援課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 30 年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
<p>⑨子育てサポート事業の実施</p> <p>安心して子育てや家庭教育を行うことができるよう、地域人材の養成や、託児ボランティアの育成と活動支援を行います。</p> <p>【（サポーター登録者数）平成 26 年度実績サポーター登録者 13 人・派遣 7 回/年・延べ 15 人/年⇒H32 年度までの目標 45 人】</p>	1	<p>現在子育てサポーターの登録人数は 31 人であり、子育てボランティアとして市及び公民館等事業の開催時に、子育て中の方が事業を安心して受講できるよう託児を行っている。</p> <p>サポーター登録者数：31 人 ボランティア実施回数：19 回 サポーター派遣人数：67 人 保育児童数：188 人</p>	B	<p>昨年度と比較し託児児童数は増えているものの、実施回数が減ったことから、制度の周知や活動の活性化を図る。</p>	<p>参加者が安心して社会教育事業に参加できるようサポートを継続していく。</p> <p>また、県の子育てサポーター養成講座と連携し、新たな人材の発掘と登録サポーターの増員を目指す。</p>	生涯学習課

◆基本目標 2 介護における男女共同参画の推進

現実には全国的に介護や看護を理由に離職・転職をする女性が増えていることから、介護相談機関との連携を密にするとともに、男性の介護知識や介護技術の普及を図ります。

【施策の方向性】

(1) 介護に関する社会的支援の充実

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 30 年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
① 市内介護保険事業所研修会の実施 介護サービスの質の向上を目的に、介護保険制度改正、サービス提供時の事故状況、各種届書等の手続き関係などについての研修会を実施します。	1	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険サービス事業者集団指導 県東部保健福祉事務所登米地域事務所開催の集団指導に参加し、サービス提供時の事故状況、各種届書等の手続き関係の説明を行った。 開催数：2回 出席者数：92人 居宅介護支援に係る研修会 ケアマネージャー協会登米支部と共催で居宅介護支援に係る研修会を実施した。 開催数：1回 出席者数：95人 	B	<ul style="list-style-type: none"> 東部保健福祉事務所と合同開催することで、多くの事業所の参加が期待でき、県からのお知らせ等についても県・市・事業所と情報共有することができた。 居宅介護支援に係る運営基準、制度改正等についての知識を深めることができた。 	介護サービスの質の向上を目的に、介護保険制度改正、サービス提供時の事故状況、各種届書等の手続き関係などの研修会について、今後も同様の方向で実施していく。	長寿介護課
② 介護認定調査員研修会の実施 認定調査員の調査技術の向上を目的に、新任調査員研修会、現任調査員研修を実施します。	1	介護認定調査員現任研修を実施し、介護認定調査員の資質向上を図った。また、新任の調査員を対象に研修会を随時開催した。 <ul style="list-style-type: none"> 現任研修 開催回数：1回 参加者数：94名 (男60名、女34名) 新任研修 開催回数：2回 参加者数：11名(女6名) 	B	定期的に研修会を開催することにより、調査員の資質向上を図り、公平公正な調査を行うことができる。	公平公正な介護認定調査を行うため、今後も同様の方向で実施していく。	長寿介護課

(2) 男性の介護知識や介護技術の普及

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 30 年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
<p>① 家族介護交流会の実施</p> <p>男性が参加しやすい介護に関する講座や家族介護交流事業の実施により、家族が互いに支え合い、協力し合って介護を行えるよう意識の醸成に努めます。 【280 人/年】</p>	1	<p>登米市社会福祉協議会と委託契約により実施した。</p> <p>開催数：1 回 参加者数：62 人 (男 11 人、女 51 人)</p>	B	<p>介護者のリフレッシュ、情報交換、介護知識の普及の機会となっている。</p> <p>平成 30 年度は年 1 回の実施となり、当日の悪天候も重なったことで参加者がかなり減少してしまったが、夫婦での参加者もあり、家族で支え合うという意識付けが少しずつ図られてきている。</p>	令和元年度は市全体と各町域の介護教室等の開催へ見直しをして実施する。(詳細は受託事業所と協議のうえ、決めていく予定)	長寿介護課

(3) 地域における介護支援体制の確立

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 30 年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
<p>① 認知症サポーター養成講座</p> <p>認知症や一人暮らしの高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域での見守りや家族介護への支援を図ります。 【450 人/年】</p>	1	<p>認知症サポーター養成講座</p> <p>開催数：36 回 参加者：1,007 人 (男 292 人、女 715 人)</p>	B	<p>実施回数、参加者数共に増加した。認知症の普及啓発の機会は維持されている。</p>	<p>認知症を抱える当事者やその家族が安心して暮らすことができるよう、市民に認知症の症状及び対応の仕方を理解してもらい、地域での見守りや家族の支援を行うため、今後も同様の方向で実施していく。</p>	長寿介護課

3 第3期登米市特定事業主行動計画（平成30年度実績）

主管課：総務部人事課

1 職員の勤務環境に関するもの

具体的な取り組み	平成30年度における実績
<p>(1) 子育てに関連する既存の各種制度の周知徹底</p> <p>(2) 妊娠中及び出産後における配慮</p> <p>(3) 男性職員の育児参加のための休暇及び休業の取得促進</p> <p>①男性職員の「育児休業」の取得促進</p> <p>②「妻の出産休暇」、「育児参加休暇」の取得の促進</p> <p>(4) 出産休暇を願い出た職員等への個別説明</p> <p>(5) 出産休暇中及び育児休業中の職員への情報提供</p> <p>(6) 育児休業を取得しやすい環境の整備等</p> <p>(7) 時間外勤務の縮減のための意識啓発</p> <p>①ノー残業デーの徹底</p> <p>②週休日の振替又は勤務時間の割振り変更及び代休日の指定の徹底</p> <p>③業務の簡素合理化の推進</p> <p>④健康面における配慮</p> <p>(8) 年次有給休暇の取得の促進</p>	<p>【女性職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業取得者 <u>36</u> 人 （うち、平成29年度以前から引き続きの取得者 <u>15</u> 人） ・ 育児短時間勤務取得者 <u>0</u> 人 ・ 部分休業取得者 <u>21</u> 人 <p>【男性職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業取得者 <u>0</u> 人 ・ 妻の出産休暇取得者 <u>28</u> 人 ・ 育児参加休暇 <u>3</u> 人 <p>(7)①平成18年度から平成24年度まで制度の徹底を図り、一定の効果が得られたことから、平成25年度より職員個々の自主的な取り組みとしている。</p> <p>②③時間外勤務手当に係る通知において「時間外勤務等の縮減に関する指針」及び「時間外勤務及び休日勤務、週休日の振替等に係る取り扱いについて」を周知し、時間外勤務及び休日勤務の適正化に努めた。</p> <p>④産業保健推進員を人事課内に配置し、職員からのメンタルヘルス面を含めた健康相談や病休者等の職場復帰の支援に努めた。</p> <p>○平成30年 年次有給休暇平均取得日数</p> <p style="text-align: right;">9.8日／年</p>

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

<p>(1) 来庁者に対する環境整備 (2) 子どもの職場学習機会の積極的な提供 (3) 子どもと触れ合う機会の充実</p>	<p>(2) 〈職場体験学習受入〉</p> <ul style="list-style-type: none">・平成30年 5月15日(火)～17日(木) 石越中3名・平成30年 5月16日(水)～18日(金) 佐沼中3名・平成30年 7月 3日(火) 迫桜高等学校8名・平成30年10月17日(水) 築館高等学校1名 <p>※インターンシップ(大学生)の実績なし</p>
--	--

3 女性の活躍推進に関するもの

<p>(1) 管理的地位にある職員に占める女性割合の増加</p>	<p>一般行政職 6.25% (全体 27.96%)</p>
----------------------------------	--------------------------------

4 数字で見る登米市の男女共同参画推進状況

(1) 政策・方針決定過程への女性の登用状況

(平成31年4月1日現在)

No	項目		登米市 ※1()内は平成30年度の数値	宮城県平均	県内最多市町村
1	女性議員の割合		11.5%(11.5%)	11.2%	33.3% (柴田町)
2	市役所の女性職員の割合	管理職	26.5%(28.0%)	20.2%	36.5% (涌谷町)
		うち一般行政職 ※2	6.3%(6.3%)	14.3%	32.4% (亶理町)
		管理職以外の職員	48.3%(48.7%)	48.2%	63.6% (大崎市)
		総計	45.4%(45.9%)	45.1%	59.2% (大崎市)
3	市立小中学校PTA会長への女性の就任状況	小学校	18.2%(18.2%)	23.3%	100.0% (七ヶ宿町、色麻町)
		中学校	20.0%(30.0%)	20.8%	100.0% (松島町、色麻町)
4	公民館長への女性の就任状況		0%(0%)	6.8%	100.0% (大和町)
5	自治会長への女性の就任状況		0.3%(0.3%)	5.0%	11.1% (仙台市)
6	女性委員がいる各種審議会等の数 [女性のいる機関数 23 /機関総数 28]		82.1%(83.9%)	84.2%	100.0% (仙台市、柴田町、利府町)
7	各種審議会等委員への女性の登用状況 [女性委員数 133人 /委員総数 452人]		29.4%(31.1%)	30.1%	43.3% (富谷市)

※1 「宮城県平均」、「最多市町村」の数値は「平成30年度宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告書」による数値

※2 一般行政職の範囲は、次の職種の内いずれにも該当しない職員

税務職、海事職(一)(二)、研究職、医師・歯科医師職、薬剤師・医療技術職、看護・保健職、福祉職、消防職、企業職、技能労務職、任期付研究員、特定任期付職員、大学(短大)教育職、高等(特殊・専修・各種)学校教育職、小・中学校(幼稚園)教育職、高等専門学校教育職、その他の教育職、警察職、臨時職員、特定地方独立行政法人職員、特定地方独立行政法人臨時職員

(2) 審議会等委員への女性委員の登用状況 (平成31年4月1日現在)

・法律による委員会(行政委員会)・・・地方自治法180条の5

No	審議会等名称	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)
1	教育委員会	5 (4)	3 (1)	60.0% (25.0%)
2	選挙管理委員会	4 (4)	1 (1)	25.0% (25.0%)
3	人事委員会	—	—	—
4	監査委員	3 (3)	0 (0)	0% (0%)
5	農業委員会	24 (24)	2 (2)	8.3% (8.3%)
6	固定資産評価審査委員会	3 (3)	1 (1)	33.3% (33.3%)
合計		39 (38)	7 (5)	17.9% (13.2%)

※下段の()内は平成30年4月1日現在の数値

※基準日現在において委嘱されていない場合は「—」と記載

・法律・条令による審議会等（附属機関）・・・地方自治法 202 条の 3（平成 31 年 4 月 1 日現在）

※（）内は平成 30 年 4 月 1 日現在の数値

No.	審議会等名称	委員総数	うち女性	女性の割合
1	登米市情報公開・個人情報保護審査会	5（5）	0（0）	0%（0%）
2	登米市行政不服審査会	5（5）	1（1）	20.0%（20.0%）
3	登米市防災会議	33（33）	0（0）	0%（0%）
4	登米市総合計画審議会	20（-）	5（-）	25.0%（-%）
5	登米市男女共同参画審議会	9（9）	6（6）	66.7%（66.7%）
6	登米市環境審議会	16（15）	6（4）	37.5%（26.7%）
7	登米市国民健康保険運営協議会	9（9）	3（3）	33.3%（33.3%）
8	登米市食育推進会議	14（17）	8（9）	57.1%（52.9%）
9	登米市介護認定審査会	121（121）	48（48）	39.7%（39.7%）
10	登米市介護保険運営委員会	9（-）	3（4）	33.3%（44.4%）
11	登米市民生委員推薦会	12（-）	3（-）	25.0%（-%）
12	登米市障害支援区分認定審査会	15（15）	9（9）	60.0%（60.0%）
13	登米市子ども・子育て会議	19（19）	9（9）	47.4%（47.4%）
14	登米町街なみ景観整備審査会	10（10）	2（2）	20.0%（20.0%）
15	登米市都市計画審議会	13（13）	1（1）	7.7%（7.7%）
16	登米市景観形成会議	11（11）	3（3）	27.3%（27.3%）
17	登米市学校給食センター運営審議会	12（12）	3（6）	25.0%（50.0%）
18	登米市社会教育委員会	10（10）	0（0）	0%（0%）
19	登米市図書館協議会	10（10）	8（8）	80.0%（80.0%）
20	登米市公民館運営審議会	15（15）	5（5）	33.3%（33.3%）
21	登米市青少年問題協議会	20（20）	1（2）	5.0%（0%）
22	登米市文化財保護委員会	10（10）	0（0）	0%（0%）
23	登米市スポーツ推進審議会	15（15）	2（3）	13.3%（20.0%）

合計	413 (434)	126 (142)	30.5% (32.7%)
----	-----------	-----------	---------------

※基準日現在において委嘱されていない場合は「―」と記載

※平成30年度に委嘱があっても令和元年度には委嘱されていない審議会等については記載していないため、合計欄の括弧内の数値と、No. 1～23までの数値を合計したものは合致しない。

・要綱等により設置している審議会等（平成31年4月1日現在）

※（）内は平成30年4月1日現在の数値

No.	審議会等名称	委員総数	うち女性	女性の割合
1	登米市の公共施設を考える会	20 (-)	4 (-)	20.0% (-%)
2	登米市第三セクター調査検討委員会	10 (10)	0 (0)	0% (0%)
3	登米市行財政改革推進委員会	7 (6)	3 (3)	42.9% (50.0%)
4	登米市公の施設指定管理者選定委員会	12 (7)	2 (0)	16.7% (0%)
5	登米市行政評価委員	2 (3)	0 (1)	0% (33.3%)
6	登米市健康なまちづくり推進協議会	18 (-)	7 (-)	38.9% (-%)
7	登米市自殺予防対策連絡協議会	21 (21)	3 (5)	14.3% (23.8%)
8	登米市地域包括支援センター運営協議会	9 (9)	3 (4)	33.3% (44.4%)
9	登米市地域密着型サービス運営委員会	9 (-)	3 (-)	33.3% (-%)
10	登米市福祉有償運送運営協議会	8 (-)	2 (-)	25.0% (-%)
11	登米市障害者自立支援協議会	12 (-)	5 (-)	41.7% (-%)
12	登米市要保護児童対策地域協議会	16 (16)	3 (3)	18.8% (18.8%)
13	登米市農業経営改善計画認定審査会	17 (17)	0 (0)	0% (0%)
14	登米市地産地消推進協議会	18 (18)	8 (8)	44.4% (44.4%)
15	登米市地産地消推進本部	7 (7)	0 (0)	0% (0%)
16	登米市農作物有害鳥獣対策協議会	14 (13)	0 (0)	0% (0%)
17	登米市農作物異常気象対策連絡会議	6 (6)	0 (0)	0% (0%)
18	登米市園芸振興協議会	5 (5)	0 (0)	0% (0%)

No.	審議会等名称	委員総数	うち女性	女性の割合
19	仮屋排水機場・荒川・長沼ダム対策委員会	14 (14)	0 (0)	0% (0%)
20	登米市育英資金奨学生選考委員会	12 (12)	5 (2)	41.7% (16.7%)
21	上杉奨学金奨学生選考委員会	12 (12)	5 (2)	41.7% (16.7%)
22	登米市農業委員会委員選考委員会	5 (5)	1 (1)	20.0% (20.0%)
23	登米市女性会議	18 (-)	18 (-)	100.0% (-%)
合計		272 (243)	72 (44)	26.5% (18.1%)

※基準日現在において委嘱されていない場合は「－」と記載

※平成 30 年度に委嘱があっても平成 30 年度には委嘱されていない審議会等については記載していないため、合計欄の括弧内の数値と、No. 1～23 までの数値を合計したものは合致しない。

平成 30 年度登米市男女共同参画審議会の開催状況

「登米市男女共同参画審議会」委員名簿

委嘱：平成 30 年 2 月 10 日～令和 2 年 2 月 9 日

《第 1 回審議会》

開催日：平成 30 年 9 月 21 日（金）

開催場所：登米市役所迫庁舎第 4 委員会室

【内容】

- (1) 平成 29 年度男女共同参画の施策に関する推進状況報告書について
- (2) 登米市男女共同参画に関する市民アンケートについて

	氏 名	条例第 23 条における 委員区分	備 考
1	須藤 明美	男女共同参画に関し識見を有する人	男女共同参画審議会副会長 (平成 28 年 2 月 10 日～) 男女共同参画審議会委員 (平成 24 年 2 月 10 日～) 男女共同参画条例策定委員会委員 第 2 次男女共同参画基本計画策定委員会委員長
2	日下 修	男女共同参画に関し識見を有する人	男女共同参画審議会委員 (平成 26 年 2 月 10 日～)
3	戸田 和夫	男女共同参画に関し識見を有する人	男女共同参画基本計画策定委員会委員
4	皆川 洋子	男女共同参画に関し識見を有する人	男女共同参画条例策定委員会委員 男女共同参画審議会委員 (平成 28 年 2 月 10 日～)
5	石井あけみ	関係団体の推薦を受けた人	登米市民生委員児童委員協議会 男女共同参画審議会委員 (平成 26 年 2 月 10 日～)
6	佐々木まき子	関係団体の推薦を受けた人	登米市農業委員会 男女共同参画審議会委員 (平成 29 年 9 月 8 日～)
7	澁谷 美佳	関係団体の推薦を受けた人	登米市教育委員会
8	林 忠市	関係団体の推薦を受けた人	登米市人権擁護委員協議会 男女共同参画審議会委員 (平成 26 年 2 月 10 日～)
9	蓬田恵美子	公募により選任を受けた人	

※会長・副会長以下は、条例第 23 条第 2 項第 1 号～第 3 号順及び五十音順（敬称略）

※男女の構成（男性 3 名、女性 6 名）

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第9条—第18条)

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限(第19条—第21条)

第4章 男女共同参画審議会(第22条—第25条)

第5章 雑則(第26条)

附則

私たちは、豊かな水辺空間と肥よくな耕土が広がる登米市で、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、生涯にわたり豊かな人生を実現できるまちを目指しています。

わが国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准など国際社会における取組と連動しながら、男女平等の実現に向けた取組が進められてきました。

しかし、家庭や職場、地域の中で、男女の固定的な役割分担意識や社会慣行が今なお残っており、仕事と生活のバランスが取れていないこと、重要な方針や計画を決定する場に女性が少ないことなどを改めていかなければなりません。また、あらゆる暴力を禁止する取組の必要性など、人権を尊重する視点で解決しなければならない課題も生じています。

さらに、私たちを取りまく社会経済情勢は、少子高齢化、高度情報化、国際化などの急激で多様な変化が続いており、これらの変化に対応し、だれもが生き生きと暮らせる登米市を築くため、すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、共に責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

こうした状況を踏まえ、市及び市民、事業者、教育関係者又は市民団体の協

働のもと、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、ここに、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、登米市(以下「市」といいます。)、市民、事業者、教育関係者及び市民団体の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定め計画的に推進することにより、だれもが生き生きと暮らせる男女共同参画社会を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例で使われる用語の意味を次のように定めます。

(1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわらず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に平等に参画する機会が確保され、それによって男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができるとともに責任を担うことをいいます。

(2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、積極的に参画するための機会を提供することをいいます。

(3) 市民 次のいずれかに該当する人をいいます。

ア 市内に居住する人

イ 市内の事務所又は事業所に勤務する人

ウ 市内の学校に在学する人

エ 市内に滞在する人

(4) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人をいいます。

(5) 教育関係者 市内において学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育に携わる個人及び法人その他の団体をいいます。

(6) 市民団体 さまざまな分野において、より多くの人が豊かに生活できる

ことを目的として継続的に活動を行う特定非営利活動法人その他の団体又は自治会等をいいます。

- (7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動を受けた個人に不快感又は不利益を与え、職場などの生活環境を害することをいいます。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 夫婦、恋人等の男女間において身体的又は精神的に苦痛を与える暴力的行為をいいます。
- (9) ワーク・ライフ・バランス 仕事と生活の調和のことをいい、だれもが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発その他の活動について、自らの希望に沿って行える状態をいいます。
- (10) 協働 共通の目標を達成するために、互いの信頼関係のもと、対等な関係に立って協力することをいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の基本理念は、次のとおりとします。

- (1) 男女の人権の尊重 男女の個人としての人権が尊重され、男女が直接的にも間接的にも性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保され、国籍にかかわらず個人として尊重されることです。
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮 性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらが男女の自由な活動の選択を妨げることがないよう配慮されることです。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が平等に、市における政策又は事業者、教育関係者及び市民団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることです。
- (4) 家庭生活における活動と他の活動との両立 家族を構成する男女が、家庭の重要性を認識し、互いの協力と社会の支援のもとに、子育て、介護その他の家庭生活及び職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動が両立できるよう配慮されることです。
- (5) 教育の場における配慮 学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる

る教育の場において、男女共同参画の推進に配慮した教育が行われることです。

- (6) 暴力的行為(身体的又は精神的苦痛を与える行為をいいます。以下同じです。)の根絶 あらゆる形態の暴力的行為を根絶することが、男女共同参画社会を実現するために不可欠であるという認識を持たなければならないことです。
- (7) 性と生殖に関する健康と権利の尊重 男女が互いの身体的特徴及び性について理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関し、それぞれの意思や権利が尊重され、生涯にわたり心身の健康を維持できるようにすることです。
- (8) 性同一性障がい者等に対する配慮 性同一性障がいを有する人又は先天的に身体上の性別が不明瞭である人等の人権について配慮されることです。
- (9) 国際的視野での協調 男女共同参画の推進に向けた取組は、国際社会が目指す理想の一つであり、国際社会における取組と密接に関係していることを考慮し、国際的な視野で協調して行われることです。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の基本理念(以下「基本理念」といいます。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含みます。以下同じです。)を総合的に策定し、実施しなければなりません。

- 2 市は、前項の施策以外の施策の策定若しくは変更又は実施に当たっては、基本理念に沿うよう配慮しなければなりません。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な推進体制を整備するとともに、財政上の措置その他の必要な措置を講じなければなりません。
- 4 市は、男女共同参画の推進に当たっては、自らが率先し、市民、事業者、教育関係者及び市民団体(以下「市民等」といいます。)との協働により行うとともに、国、県及び他の地方公共団体と連携して取り組むよう努めなければなりません。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に自らが積極的に取り組むよう努めなければなりません。

2 市民は、市又は事業者が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び事業活動の実施に当たっては、市、事業者、教育関係者及び市民団体との協働により行うよう努めます。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念に基づき、男女が職場における活動に対等に参画する機会が確保されるよう必要な体制の整備に努めます。

2 事業者は、男女が共にワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境の整備に努めます。

3 事業者は、男女共同参画の推進に関する市の施策又は他の事業者及び市民が実施する事業活動に協力するよう努めます。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を認識し、自ら男女共同参画の理念を理解するとともに、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければなりません。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

(市民団体の責務)

第8条 市民団体は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、その運営又は活動に男女が平等に参画できる環境を整備するとともに、方針の立案及び決定に当たっては、男女が互いに能力を発揮できるよう努めなければなりません。

2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(計画の策定)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本理念に基づき、基本的な計画(以下「計画」といいます。)を策定します。

2 市長は、計画の策定及び変更に当たっては、第22条に規定する登米市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じます。

3 市長は、計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表します。

(推進体制の整備等)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備、情報の収集、分析及び調査研究を行います。

2 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動に必要な環境整備に努めます。

(市民等の理解を深めるための措置)

第11条 市は、市民等が男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画の推進に向けた取組を積極的に行えるよう啓発活動、情報の提供その他の必要な措置を講じます。

2 市は、男女共同参画推進の人材育成を行うため、研修の実施、活動の場の提供その他の必要な措置を講じます。

(事業者が行う活動への支援)

第12条 市は、事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講じるよう努めます。

(教育の分野における措置)

第13条 市は、学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の分野において、男女平等の意識づくり、個性及び能力の育成、男女共同参画を推進するための教育の充実等に必要な措置を講じるよう努めます。

(家族経営的な農林業及び商工業等の分野における措置)

第14条 市は、家族経営的な農林業、商工業等の分野において、男女が、個人として能力を十分に発揮し、その能力が正当に評価され、経営活動及び地域活動に平等に参画する機会が確保されるための必要な措置を講じるよう努めます。

(仕事及び生活の両立支援)

第15条 市は、家族を構成する男女が、共に仕事、子育て、介護等で家族的責任を果たすことができ、その他の家庭生活、地域等における活動の両立を可能とするため、ワーク・ライフ・バランスに配慮した必要な支援を行うよう努めます。

(政策の立案及び決定への共同参画)

第16条 市は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生ずることのないよう、市民等と協力し、必要な措置を講じるよう努めます。

2 市は、各種委員会等における委員の委嘱又は任命に当たっては、男女が共に政策の立案及び決定並びに具体的な施策の実施に参画できる機会を確保し、男女の均等な登用に努めます。

3 市は、市の職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、本人の意欲及び能力に応じて、均等な機会を確保します。

(実施状況等の公表)

第17条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を公表します。

(市の施策に関する意見又は苦情の申出)

第18条 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する意見又は苦情を市長に申し出ることができます。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、適切に対応しなければなりません。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、登米市男女共同参画審議会の意見を聴くことができます。

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限

(性別による権利侵害の禁止等)

第19条 すべての人は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはなりません。

2 すべての人は、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはなりません。

(性別による権利侵害に関する相談体制の整備等)

第20条 市は、前条に関する相談に対し、適切な対応を行うため必要な相談体制を整備します。

2 市は、前条に関する相談に関して、関係機関と連携し、適切かつ迅速に必要な支援を行います。

(公衆に表示する情報への配慮)

第21条 すべての人は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担若しくはセクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスの暴力的行為を助長し、若しくは連想させる表現又は不必要な性的表現を行ってはなりません。

第4章 男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会)

第22条 市長は、男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議するため、登米市男女共同参画審議会(以下「審議会」といいます。)を設置します。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議します。

(1) 第9条第2項に規定する事項

(2) 第18条第2項に規定する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項

3 審議会は、必要があると認めるときは前項各号に規定する事項について調査審議し、市長に意見を述べるすることができます。

(組織)

第23条 審議会は、委員10人以内で組織します。

2 委員は、次に掲げる人のうちから、市長が委嘱します。

- (1) 男女共同参画に関し識見を有する人
- (2) 関係団体の推薦を受けた人
- (3) 公募により選任を受けた人

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げません。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

(会長及び副会長)

第24条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定めます。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(会議)

第25条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となります。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができません。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決め、可否が同数のときは、議長が決定します。

4 会長は、必要があると認めたときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができます。

第5章 雑則

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行します。

(登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年登米市条例第48号)の一部を次のように改正します。

[次のよう]略

登米市企画部市民協働課

〒987-0511

宮城県登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1

電話：0220-22-2173

FAX：0220-22-9164

E-mail: shiminkyodo@city.tome.miyagi.jp

令和元年9月